## 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン (平成29~33年度)









## 熊本県玉名市

## 目 次

1 定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称 ・・・・		2
(1) 定住自立圏の名称		
(2)圏域を形成する市町の名称		
2 圏域の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
(1) 玉名圏域の概況		
(2)構成市町の概況		
(3)都市機能の集積状況		
3 圏域の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・	• •	20
4 定住自立圏共生ビジョンの期間 ・・・・・・・・	• •	21
5 定住自立圏共生ビジョンの進捗管理 ・・・・・・	• •	21
		0.0
6 定住自立圏形成協定に基づく具体的取組 ・・・・・	• •	22
1 生活機能の強化に係る政策分野		
2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野		
3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野		
7 資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	53
(1) 玉名圏域定住自立圏形成の経緯		
(2)中心市宣言		
(3)玉名圏域定住自立圏形成協定書		
(4) 玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約		
(5) 玉名圏域定住自立圏形成推進会議推進体制		
(6)玉名圏域定住自立圏形成ビジョン懇談会委員名簿		

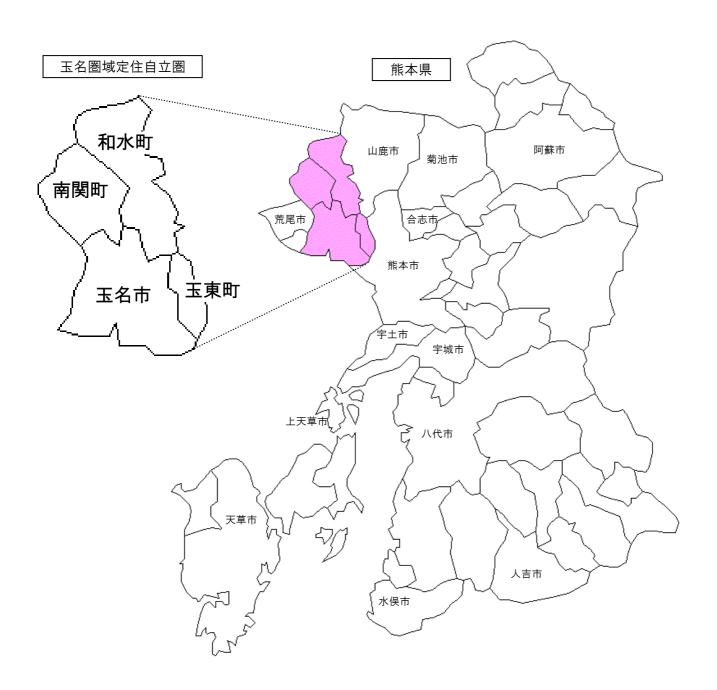
## 1 定住自立圏及び圏域を形成する市町の名称

## (1) 定住自立圏の名称

玉名圏域定住自立圏

## (2) 圏域を形成する市町の名称

玉名市、玉東町、和水町、南関町



## 2 圏域の概況

## (1) 玉名圏域の概況

### ① 人口

### ア 人口の推移

圏域の総人口は、1995年(平成7年)の103,916人から2010年(平成22年)には96,906人と、15年間で約7,000人減少しています。国全体で人口が減少していることを考慮すると、今後も人口減少傾向が続くことが予測され、国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、2040年の推計人口は69,450人になるとされています。

また、圏域の年齢 3 区分別の推計人口は、2010 年から 2040 年までの 30 年間で、「15 歳未満」が-5,114 人、「15 歳以上 65 歳未満」が-20,788 人、「65 歳以上」が-1,554 人とすべての区分で減少し、総人口に占める「65 歳以上」の割合は、29.5%から 38.9%になるなど、少子高齢化がより一層進行することが予測されています。

〈図表1 玉名圏域の人口の推移〉

			実制	値				推計	値		
		1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
	総数(人)	72,900	73,051	71,851	69,541	66,815	63,933	60,821	57,629	54,411	51,091
玉名市	0-14歳	11,645	11,356	10,071	9,110	8,189	7,322	6,608	6,065	5,720	5,393
2411	15-64歳	41,348	45,153	43,419	41,067	37,814	34,750	32,285	30,265	28,406	26,366
	65歳以上	12,741	16,532	18,319	19,365	20,812	21,861	21,928	21,299	20,285	19,332
	総数(人)	6.038	5,781	5,626	5,554	5,347	5,120	4,865	4.604	4,351	4,112
玉東町	0-14歳	1,007	862	726	719	689	624	559	521	496	471
2.7.1	15-64歳	3,797	3,529	3,319	3,142	2,887	2,677	2,554	2,378	2,250	2,134
	65歳以上	1,234	1,390	1,581	1,692	1,771	1,819	1,752	1,705	1,605	1,507
	総数(人)	12,902	12,390	11,900	11,247	10,587	9,899	9.217	8,570	7,974	7,382
和水町	0-14歳	2,138	1,753	1,402	1,184	1,031	910	796	726	682	631
14734-3	15-64歳	7.345	6,791	6,430	6,009	5,433	4,835	4,359	3,950	3,657	3,415
	65歳以上	3,419	3,846	4,067	4,054	4,123	4,154	4,062	3,894	3,635	3,336
	総数(人)	12,076	11,821	11,203	10,564	9,901	9,271	8,624	8,016	7,448	6,865
南関町	0-14歳	1,951	1,790	1,477	1,185	961	830	752	689	641	589
11121-1	15-64歳	7,154	6,681	6,217	5,949	5,454	4,925	4,450	4,067	3,762	3,464
	65歳以上	2,971	3,350	3,506	3,430	3,486	3,516	3,422	3,260	3,045	2,812
	総数(人)	103,916	103,043	100,580	96,906	92,650	88,223	83,527	78,819	74,184	69,450
合計	0-14歳	16,741	15,761	13,676	12,198	10,870	9,686	8,715	8,001	7,539	7,084
	15-64歳	59,644	62,154	59,385	56,167	51,588	47,187	43,648	40,660	38,075	35,379
	65歳以上	20,365	25,118	27,473	28,541	30,192	31,350	31,164	30,158	28,570	26,987
	総数(%)		99.2	97.6	96.3	95.6	95.2	94.7	94.4	94.1	93.6
増減率	0-14歳		94.1	86.8	89.2	89,1	89.1	90.0	91.8	94.2	94.0
	15-64歳		104.2	95.5	94.6	91.8	91.5	92.5	93.2	93.6	92.9
(III th)	65歳以上		123.3	109.4	103.9	105.8	103.8	99.4	96.8	94.7	94.5

(出典)

実績値:総務省「国勢調査」

推計値:国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成25年3月推計)

### イ 人口動態

1995年(平成7年)から2015年(平成27年)にかけての自然増減数(出生数と死亡数の差)は、1995年(平成7年)の玉名市と玉東町以外、いずれも減少し、圏域全体で見ても減少数は増大しています。同様に社会増減数(転入者数と転出者数の差)についても、2005年(平成17年)の玉東町、2010年(平成22年)の玉東町と南関町以外、いずれも減少しています。

また、圏域全体の自然増減数と社会増減数との合計である人口動態については、いずれも減少しています。

〈図表2 玉名圏域の人口動態〉

			1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	2015年 (H27年)
	社会増減	(人)	<b>▲</b> 82	▲ 131	▲ 354	<b>▲</b> 212	▲ 250
	転入者	<b>皆数</b>	2,830	2,807	2,536	1,786	1,977
玉名市	転出者	皆数	2,912	2,938	2,890	1,998	2,227
포접비	自然増減	(人)	21	▲ 24	<b>▲</b> 210	<b>▲</b> 248	▲ 327
	出生数	友	719	635	559	542	545
	死亡数	汝	698	659	769	790	872
	社会増減	(人)	<b>▲</b> 19	<b>A</b> 1	9	55	<b>▲</b> 21
	転入者	<b>皆数</b>	202	176	178	191	157
玉東町	転出者	皆数	221	177	169	136	178
五木町	自然増減	(人)	0	▲ 39	▲ 2,8	▲ 35	<b>▲</b> 42
	出生数	女	49	26	39	39	37
	死亡数	汝	49	65	67	74	79
	社会増減	(人)	▲ 36	▲ 18	▲ 77	▲ 45	▲ 65
	転入者	<b>皆数</b>	393	386	303	281	271
和水町	転出者	<b>皆数</b>	429	404	380	326	336
JHVIVHI	自然増減	(人)	<b>▲</b> 47	▲ 95	▲ 109	▲ 97	▲ 113
	出生数	<b>文</b>	99	61	70	65	65
	死亡数	汝	146	156	179	162	178
	社会増減	(人)	▲ 5	▲ 26	<b>▲</b> 71	34	▲ 49
	転入者	<b>皆数</b>	414	443	325	351	311
南関町	転出者	皆数	419	469	396	317	360
ניי נא נדו	自然増減	(人)	▲ 37	▲ 57	<b>▲</b> 79	▲ 84	▲ 70
	出生数	文	100	94	80	65	78
	死亡数	汝	137	151	159	149	148
	社会増減	(人)	▲ 142	▲ 176	<b>▲</b> 493	▲ 168	▲ 385
	転入者	皆数	3,839	3,812	3,342	2,609	2,716
	転出者	皆数	3,981	3,988	3,835	2,777	3,101
合計	自然増減	(人)	<b>▲</b> 63	▲ 215	<b>▲</b> 426	<b>▲</b> 464	▲ 552
	出生数	女	967	816	748	711	725
	死亡数	<b>文</b>	1,030	1,031	1,174	1,175	1,277
	人口動態		▲ 205	▲ 391	▲ 919	▲ 632	▲ 937

出 典:熊本県「熊本県推計人口調査」

### ウ 世帯数

世帯数の経年変化をみると、玉名圏域全体では 1995 年(平成 7 年) から 2010 年(平成 22 年) までの 15 年間で約 3,000 世帯が増加しています。一方で、同期間の世帯人員は、減少傾向が続いていることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

〈図表3 玉名圏域の世帯数と1世帯当たりの人員の推移〉

		世界	<b>持数</b>	1世帯当たりの人員				
	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)	1995年 (H7年)	2000年 (H12年)	2005年 (H17年)	2010年 (H22年)
玉名市	21,459	23,089	23,721	24,344	3.40	3.16	3.02	2.85
玉東町	1,730	1,750	1,778	1,825	3.49	3.30	3.16	3.04
和水町	3,681	3,680	3,687	3,624	3.51	3.37	3.23	3.10
南関町	3,557	3,651	3,645	3,681	3.39	3.24	3.07	2.87
圏域 計	30,427	32,170	32,831	33,474	3.42	3.20	3.06	2.89

出 典:総務省「国勢調査」

単 位:世帯数=世帯、1世帯当たりの人員=人

### 2 産業

### ア 就業人口

2010年(平成22年)国勢調査の就業人口は、圏域全体で約4.5万人となっています。

その構成比は、県全体と比較すると第1次産業と第2次産業の割合が高く、 第3次産業の割合が低くなっています。特に、工業団地を有する南関町にお いて第2次産業の割合が他の市町よりも高くなっています。

〈図表4 玉名圏域の産業別就業人口〉

	就業人口				構成比		
				(人)			(%)
	合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
玉名市	31,964	5,426	8,310	17,883	17.2	26.3	56.6
玉東町	2,711	653	630	1,428	24.1	23.2	52.7
和水町	5,333	1,165	1,395	2,731	22.0	26.4	51.6
南関町	5,055	858	1,649	2,520	17.1	32.8	50.1
圏域 計	45,063	8,102	11,984	24,562	18.1	26.8	55.0
熊本県	834,244	85,007	171,899	555,227	10.5	21.2	68.4

出 典:総務省「平成22年国勢調査」

### イ 産業構造

圏域内総生産の県内シェアは、4.7%であり、産業別では、第1次産業のシェアが相対的に特に高くなっています。

圏域市町における産業構造は、県全体と比較して第 1 次産業の占める割合が高いことが特徴ですが、南関町では第 2 次産業の割合が高い一方で、第 1 次産業及び第 3 次産業の構成比が低くなっています。

〈図表5 玉名圏域の産業別総生産〉

	総生産額	頂		( <b>T</b> TM)	構成比		(0)
	合計	(百万円)			<b>第1</b> 次杂类	第2次産業	(%) 第3次産業
	日間	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	<b>第2</b> 次连来	男3次性果
玉名市	179,259	15,693	37,285	124,957	8.8	21.0	70.2
玉東町	12,144	1,219	3,360	7,476	10.1	27.9	62.0
和水町	32,019	2,717	12,012	17,054	8.5	37.8	53.7
南関町	40,787	1,397	23,636	15,452	3.5	58.4	38.2
圏域 計	264,209	21,026	76,293	164,939	8.0	29.1	62.9
熊本県	5,645,323	189,382	1,285,738	4,128,506	3.4	22.9	73.7
県内シェア(%)	4.7	11.1	5.9	4.0			

出 典:熊本県「平成24年度市町村民所得推計報告書」

注:産業別の金額は、関税等加除前の額であるため、その合計額は総額とは一致しない。

## ウ製造業

圏域には、インターチェンジが近い交通の利便性もあって、規模の大きな 従業者数 300 人以上の事業所 3 件を含め 130 件が立地しています。

なかでも、工業団地を有する南関町において、事業所数、従業者数、製造 品出荷額が高くなっています。

〈図表6 玉名圏域の製造業の状況〉

	事業所数			<b>***</b> **	製造品出荷額等	
		内従業者		従業者数	表追加山門領守	
	計	30人~299人	300人以上	(人)	(万円)	
玉名市	68	18	2	2,616	4,769,955	
玉東町	6	1	-	193	270,010	
和水町	21	7	1	1,204	2,714,511	
南関町	35	13	-	2,036	5,562,972	
圏域 計	130	39	3	6,049	13,317,448	
熊本県	2,119	459	45	89,637	247,403,545	
県内シェア(%)	6.1	8.5	6.7	6.7	5.4	

出 典:経済産業省「平成26年工業統計調査」

### エ農業

本圏域における農家数は、県全体と比較すると、玉名市で専業農家の占める割合が高く、玉東町、和水町及び南関町では兼業農家の占める割合が高い傾向となっています。(図表 7)

また、農家数が減少する中で、経営規模が 5 ヘクタール以上の農家は増加するなど、経営の大規模化が進んでいます。(図表 8)

〈図表7 玉名圏域の販売農家数〉

(単位:戸)

	販売農家数	専業農家	(割合)	兼業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家			
玉名市	2,555	1,207	47.2%	1,348	398	950			
玉東町	315	123	39.0%	192	67	125			
和水町	826	297	36.0%	529	109	420			
南関町	664	217	32.7%	447	61	386			
圏域 計	4,360	1,844	42.3%	2,516	635	1,881			
熊本県	40,103	16,927	42.2%	23,176	6,277	16,899			
県内シェア(%)	10.9	10.9		10.9	10.1	11.1			

出 典:農林水産省 「2015年農林業センサス」

〈図表8 玉名圏域の経営耕地規模別農家数の状況〉

(単位:戸)

									(平位:) /
	調査年	販売農家数	0.5ha 未満	0.5ha 以上	1.0ha 以上	2.0ha 以上	3.0ha 以上	5.0ha 以上	
				1.0ha 未満	2.0ha 未満	3.0ha 未満	5.0ha 未満		うち10ha以上
玉名市	H22(2010)	2,959	467	991	855	313	239	94	33
	H27(2015)	2,555	404	746	780	286	216	123	36
	増減	-404	-63	-245	-75	-27	-23	29	3
	H22(2010)	344	36	88	101	60	46	13	2
玉東町	H27(2015)	315	48	70	93	51	39	14	2
	増減	-29	12	-18	-8	-9	-7	1	0
	H22(2010)	998	169	417	285	64	38	25	4
和水町	H27(2015)	826	161	309	222	67	41	26	5
	増減	-172	-8	-108	-63	3	3	1	1
	H22(2010)	823	152	370	225	59	12	5	0
南関町	H27(2015)	664	127	276	203	34	19	5	1
	増減	-159	-25	-94	-22	-25	7	0	1
	H22(2010)	5,124	824	1,866	1,466	496	335	137	39
圏域 計	H27(2015)	4,360	740	1,401	1,298	438	315	168	44
	増減	-764	-84	-465	-168	-58	-20	31	5
	H22(2010)	46,480	7,394	14,138	13,785	5,690	3,635	1,838	298
熊本県	H27(2015)	40,103	6,230	11,420	11,770	5,178	3,464	2,041	379
ш # . # +	増減	-6,377	-1,164	-2,718	-2,015	-512	-171	203	81

出 典:農林水産省 「2010年農林業センサス」、「2015年農林業センサス」

## 才 商業

2007年(平成17年)と2014年(平成26年)を比較すると、圏域の卸売業は、事業所数・従業者数が20%前後も減少し、販売額も3.8%減少しています。また、圏域の小売業は、事業所数・従業者数が30%前後、販売額も20%超と大きく減少する一方で、売場面積は5.5%の減少と小さいことから、個人商店等の規模が小さな店舗の減少が進んでいることがうかがえます。

〈図表9 玉名圏域の卸売業・小売業の状況〉

			卸売業			小	売 業	
	調査年	事業所数	<b>従業者数</b> (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数	<b>従業者数</b> (人)	年間商品 販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
	H19(2007)	131	747	31,920	698	3,918	57,914	81,956
玉名市	H26(2014)	94	528	26,428	491	2,803	47,410	84,445
20.17	増減	-37	-219	-5,492	-207	-1,115	-10,504	2,489
	- 日 //火	-28.2%	-29.3%	-17.2%	-29.7%	-28.5%	-18.1%	3.0%
	H19(2007)	9	45	745	58	277	4,063	5,299
玉東町	H26(2014)	7	35	1,189	27	118	1,104	801
	増減	-2	-10	444	-31	-159	-2,959	-4,498
	PH ///X	-22.2%	-22.2%	59.6%	-53.4%	-57.4%	-72.8%	-84.9%
	H19(2007)	11	57	1,092	120	515	5,920	7,939
和水町	H26(2014)	21	103	2,848	73	298	3,047	4,725
143.003	増減	10	46	1,756	-47	-217	-2,873	-3,214
		90.9%	80.7%	160.8%	-39.2%	-42.1%	-48.5%	-40.5%
	H19(2007)	14	61	827	135	624	5,700	10,194
南関町	H26(2014)	14	39	2,806	99	520	5,890	9,610
113123	増減	0	-22	1,979	-36	-104	190	-584
	*B //%	0.0%	-36.1%	239.3%	-26.7%	-16.7%	3.3%	-5.7%
	H19(2007)	165	910	34,584	1,011	5,334	73,597	105,388
圏域 計	H26(2014)	136	705	33,271	690	3,739	57,451	99,581
	増減	-29	-205	-1,313	-321	-1,595	-16,146	-5,807
	-H ///	-17.6%	-22.5%	-3.8%	-31.8%	-29.9%	-21.9%	-5.5%
	H19(2007)	4,170	36,478	2,197,646	18,806	113,657	1,752,693	2,354,766
熊本県	H26(2014)	3,509	28,221	2,052,434	12,908	84,868	1,617,477	2,232,824
1 714	増減	-661	-8,257	-145,212	-5,898	-28,789	-135,216	-121,942
		-15.9%	-22.6%	-6.6%	-31.4%	-25.3%	-7.7%	-5.2%
県内シェア	H19(2007)	4.0%	2.5%	1.6%	5.4%	4.7%	4.2%	4.5%
中 曲・級を	H26(2014)	3.9%	2.5%	1.6%	5.3%	4.4%	3.6%	4.5%

出 典:経済産業省 「平成19年、平成26年商業統計」

### 力 観光

平成 27 年 (2015 年) の観光客数の状況は、県全体で日帰り客・宿泊客とも前年比で増加していますが、圏域においては、宿泊客は増加しているものの、日帰り客は小幅ながら減少しています。

ただ、圏域では、和水町にビジネスホテルが開業したほか、玉名市や南関町においても外国人宿泊客によるインバウンド需要の伸びが大きかったことなどにより、県全体よりも宿泊客の増加率が大きくなっています。

〈図表10 玉名圏域の観光客数の状況〉

/ >>/ LL.		
(単位	•	V )
(+-14		/ \ /

	調査年		日帰り客			宿泊	客	
	(1~12月)	県内	県外	総数	県内	県外	総数	うち外国人
	H26(2014)	1,634,565	733,469	2,368,034	26,948	73,794	100,742	1,031
玉名市	H27(2015)	1,462,121	733,315	2,195,436	31,693	75,388	107,081	2,247
	対前年比	89.5%	100.0%	92.7%	117.6%	102.2%	106.3%	217.9%
	H26(2014)	94,777	4,974	99,751	0	0	0	0
玉東町	H27(2015)	97,375	4,962	102,337	0	0	0	0
	対前年比	102.7%	99.8%	102.6%				
	H26(2014)	242,564	371,184	613,748	154	65	219	0
和水町	H27(2015)	237,987	381,745	619,732	2,148	4,016	6,164	11
	対前年比	98.1%	102.8%	101.0%	1394.8%	6178.5%	2814.6%	
	H26(2014)	387,519	673,721	1,061,240	4,771	96,997	101,768	29,480
南関町	H27(2015)	435,173	645,489	1,080,662	3,975	114,186	118,161	50,433
	対前年比	112.3%	95.8%	101.8%	83.3%	117.7%	116.1%	171.1%
	H26(2014)	2,359,425	1,783,348	4,1,42,773	31,873	170,856	202,729	30,511
圏域 計	H27(2015)	2,232,656	1,765,511	3,998,167	37,816	193,590	231,406	52,691
	対前年比	94.6%	99.0%	96.5%	118.6%	113.3%	114.1%	172.7%
	H26(2014)	31,153,194	20,911,635	52,064,829	1,073,058	5,851,179	6,924,237	483,891
熊本県	H27(2015)	31,572,549	20,948,882	52,521,431	1,087,499	6,114,715	7,202,214	643,831
	対前年比	101.3%	100.2%	100.9%	101.3%	104.5%	104.0%	133.1%
県内シェア	H26(2014)	7.6%	8.5%	8.0%	3.0%	2.9%	2.9%	6.3%
パトュンエン	H27(2015)	7.1%	8.4%	7.6%	3.5%	3.2%	3.2%	8.2%

## ③ 通勤通学状況

圏域の各市町に常住する住民が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況を見ると、玉東町、和水町、南関町は玉名市へ通勤・通学する人数が最も多くなっています。一方、玉名市からは和水町へ通勤・通学する人数が最も多く、次いで南関町、玉東町の順となっています。

また、和水町と南関町との相互においても、通勤・通学する人数が 250 ~300 人前後あり、比較的多い状況です。

〈図表 11 通勤・通学の状況〉 308人 249人 水 南関町 425) 33人 626, 703人 13人 20人 46人 玉名市 308人 632人 玉東町

		通勤•通学先								
		玉名市	玉東町	和水町	南関町					
	玉名市		308人	891人	626人					
常住	玉東町	632人		46人	20人					
住地	和水町	703人	33人		308人					
	南関町	425人	13人	249人						

出典:総務省「平成22年国勢調査」

### (2)構成市町の概況



高瀬裏川水際緑地



たまなし

# 玉名市

### HP <a href="http://www.city.tamana.lg.jp/">http://www.city.tamana.lg.jp/</a>

### ◇ 主要施策

- ・自治基本条例に基づく協働のまちづ くりの推進
- ・玉名地域医療体制づくりの推進
- ・企業誘致の積極的な推進
- ・市民サッカー場の新設
- ・ 市民会館の建替え
- ・「玉名学」の推進
- 新玉名駅周辺整備の推進
- ・拠点地域形成に向けた定住の促進
- ・ 岱明玉名線の全線開通

### 主要データ

#### 〇人口 67,611 人

(平成28年4月末 住民基本台帳)

○世帯数 26,985 世帯

(平成28年4月末 住民基本台帳)

- ○面積 152.56 km² (H26.10)
- ○高齢化率 31.4% (H28.4)
- ○市の花 肥後花しょうぶ
- ○市の木 小岱松
- ○市の鳥 しらさぎ
- ○主な名所

玉名温泉、草枕温泉てんすい、高瀬裏川水際緑地、前田家別邸、草枕交流館、蓮華院誕生寺奥之院、史跡「名刀同田貫跡」蛇ヶ谷公園、石貫ナギノ横穴群、大坊古墳、市立歴史博物館、髙瀬蔵、鍋松原海水浴場

### ○主な特産品

いちご、みかん、トマト、有明海苔、ア サリ、高瀬しぼり、高瀬飴、松の雪

○沿革

平成 17 年 10 月 3 日に玉名市、岱明町、 横島町、天水町の 1 市 3 町が合併、市制 施行

## ■概要

本市は県北地域の拠点都市であり、熊本都市圏と福岡都市 圏の間に位置し、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々 など、豊かな自然による農水産物が盛んな地域へ発展してき ました。

草枕温泉てんすい

1,300 余年の歴史と優秀な泉質を誇る玉名温泉や、夏目漱石ゆかりの小天温泉をはじめ、装飾古墳など歴史文化の観光資源を有し、山鹿、菊池との連携による広域観光エリアの拠点としての発展も期待されます。

市には、九州新幹線新玉名駅のほか J R鹿児島本線に玉名駅をはじめ 3 つの駅があります。さらに、九州自動車道や有明フェリーが近隣に有するなど広域交通の便にも恵まれています。

### ■目指すまちづくり

**~人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち 玉名~** 市民はもちろんのこと、市を訪れる全ての人々が、この地の豊かな自然を舞台にして輝くまち。

子どもから若者、お年寄りまでいろいろな世代の人が、心 やさしく元気で安心して暮らせるまち、助け合いながら住み 続けられるまち、訪れる人をあたたかくお迎えするまち。

本市は、「人」と「自然」を大事にして、ここに暮らす人、働く人、訪れる人が幸せになるまちづくりを目指します。



子育て世代に人気のオレンジタウンの街並み



日本一の栽培面積を誇るハニーローザ

ハニーローザアイスクリーム (22 年度熊本県優良新商品表彰事業金賞)

### ■概要

荒尾・玉名地域の東南に位置し、熊本市・玉名市と隣接し町中心部を九州新幹線やJR鹿児島本線、国道 208 号が平行して東西に走っています。

木葉駅を中心とした北側を町のシンボル事業と位置付け、 商業・文化交流施設や広場などの整備し、地理的な条件と交 通の利便性を生かした定住促進住宅用地の整備・分譲を進め つつ、子育て支援や高齢者の生きがいづくり、住民の健康増 進などに力を入れ、暮らしやすいまちづくりを進めています。

町の基幹産業である農業においては、温暖な気候に加え肥 沃な土壌という恵まれた環境が、みかんをはじめ数多くの農 産物を産出、なかでもスモモの一種であるハニーローザは生 産量日本一を誇り、加工品のアイスクリームは高い評価を受 けています。

また、町内には近代日本の幕開けとなった西南戦争遺跡群 (7ヶ所)が点在し、平成25年3月に国史跡に指定され、高 い関心を集めています。

### ■目指すまちづくり

### ~町民一人ひとりが誇りと愛着を持てるまちづくり~

①個性が光る賑わいのまちづくり(木葉駅周辺開発等)、②暮らしと安全を守るまちづくり(防災・防犯の強化)、③"健康"長寿のまちづくり(健康・福祉施策の充実)、④子育てしやすい町づくり(子育て支援・教育の強化)、⑤働く喜びを実感できるまちづくり(農商工の連携と振興)、この5つを柱とし、町民一人ひとりがこの町に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めています。

# ぎょくとうまち玉東町

#### HP

http://www.town.gvokuto.kumamoto.ip/

### ◇ 主要施策

- ・木葉駅前(北側)及び周辺開発
- ・吉次峠・半高山カントリーパーク整 備事業
- 各種子育て支援事業
- 教育環境の充実
- ・地区サロン等介護予防事業の推進
- ・農業後継者の育成
- ・ハニーローザ高品質化の促進
- ・県道部田見木葉線改良事業(道路拡幅、歩道の新設)の推進

### 主要データ

- 〇人 口 5,454 人
  - (平成28年4月末住民基本台帳)
- ○世帯数 1,990 世帯
  - (平成28年4月末住民基本台帳)
- ○面積 24.33 km<sup>2</sup>
- ○高齢化率 33.4% (H28.4)
- ○町の花 みかんの花
- ○町の木 いちょう
- ○町の鳥 うぐいす
- ○主な名所 吉次峠、半高山、横平山、高 月・宇蘇浦官軍墓地、年の神公園、ふれ あいの丘交流センター
- ○主な特産品 みかん、なし、すいか、 ハニーローザ (スモモ)、木葉猿
- ○沿革 昭和30年3月1日に木葉村と山北 村が合併。昭和42年4月1日に町制施行





### なごみまち

# 和水町

国指定史跡「江田船山古墳」(江田船山古墳公園)



国指定史跡「田中城跡」

### ■概要

熊本県の北西部、九州の中心部に位置し、菊池川と緑の山々に囲まれ、のどかな農村が広がる自然豊かな町です。九州縦貫自動車道菊水ICを有し、九州新幹線新玉名駅からも程近く、福岡・熊本都市圏、更には関西都市圏等への交通アクセスに大変恵まれています。

産業面では、物流の優位性を活かした精密機械や電装部品の製造、九州屈指の泉質を誇る三加和温泉、豊かな自然の下で生産される多くの農産物など、多彩な産業が営まれており、更には、江田船山古墳、田中城跡、豊前街道腹切坂を代表とする、数多くの文化財や歴史資源にも恵まれています。これらを礎とし、熊本県北の玄関口として、今後も更なる発展を目指します。

## ■ 目指すまちづくり

ゆめ

### ~希望あふれ、人と地域が輝くまち~

豊かな自然と先人たちが築いてきた歴史を舞台に、多彩な光 を放ち、夢と希望が広がるまちづくりを推進します。

- ●心豊かな人が育つまちづくり 郷土に誇りを持ち、地域を支える人材や組織が育つまちづくり。
- ●共生と優しさのまちづくり 自然と共生し、歴史や文化が継承され、人と環境に優し いまちづくり。
- ●活力あるまちづくり 個性と魅力を発進して、人・物・情報の交流が活発に行われ、飛躍するまちづくり。

### HP <a href="http://www.town.nagomi.lg.jp/">http://www.town.nagomi.lg.jp/</a>

### ◇ 主要施策

- ・企業誘致による地場産業の育成
- ・農業の6次産業化による雇用の創出
- ・子育て支援の充実 高校生まで医療費の無料化 出生祝金支給等 各種予防接種の助成 多子世帯子育て支援 等
- ・移住・定住対策の推進 空き家バンク制度 新婚さん定住促進奨励金 新築住宅の固定資産減免制度 等
- · 新規就農者対策支援

### 主要データ

- ○人口 10,630 人 (平成 28 年 4 月末 住民基本台帳)
- ○世帯数 3,890 世帯 (平成 28 年 4 月末 住民基本台帳)
- ○面積 98.78 km<sup>2</sup> (H27)
- ○高齢化率 38,2% (H28. 4)
- ○町の花 ひまわり
- ○町の木 桜
- ○町の鳥 うぐいす
- ○主な名所 江田船山古墳公園 (肥後民家村)、田中城跡、豊前街道腹切坂、トンカラリン、体にまつわる8つの神様、三加和温泉、菊水ロマン館、緑彩館
- ○主な特産品 米、ナス、たけのこ、スイカ、いちご、ぶどう、みかん、栗、肉用牛、焼酎、日本酒
- ○沿革 平成18年3月1日に菊水町と三加 和町が合併





### なんかんまち

## 南関町

### HP http://www.town.nankan.lg.jp/

### ◇ 主要施策

- 定住促進
- ・福祉・保健の充実
- 農林業の振興
- · 企業誘致 · 支援
- ・交通・情報通信基盤の整備
- ・教育・文化の充実

### 主要データ

〇人口 10,195 人

(平成28年4月末住民基本台帳)

○世帯数 4,161 世帯

(平成28年4月末住民基本台帳)

- ○面積 68.92 km<sup>2</sup> (H26.10)
- ○高齢化率 36.1% (H28.4)
- ○町の花 つつじ
- ○町の木 樫
- ○主な名所 南関御茶屋跡、大津山公園、 古小代の里公園、官軍本営跡(正勝寺)、 ホタルの里公園、旧石井邸(北原白秋生 家)
- ○主な特産品 南関そうめん、南関あげ、 小代焼、タケノコ、竹箸、黒棒
- ○沿革 昭和30年4月1日に南関町、賢木 村、大原村、坂下村、米富村の5カ町村 が合併、町制施行。昭和31年1月1日に 旧米富村内三ツ川地区が玉名市に編入

## ■概要

熊本県の北西に位置した、山々に囲まれた緑豊かな町です。 昔は関所、今は九州縦貫自動車道の南関インターチェンジを有 し、古くから交通の要衝として発展してきました。

豊前街道南関御茶屋跡

江戸時代、藩主が参勤交代の際に、宿泊・休憩の場として利 用された「豊前街道南関御茶屋跡」は、平成15年8月27日 に国の史跡に指定されました。

基幹産業は農業ですが、九州縦貫自動車道南関インターチェ ンジなどアクセスの良さから近年、企業の進出も進んでいます。 また、天然温泉「南の関うから館」や世代間交流を目的とする 「交流センター」は町民の憩いの場としてにぎわっています。

## ■目指すまちづくり

### ~緑豊かな大地に懐かしい故郷がある。

### あなたの夢が叶う町なんかん~

歴史と伝統ある文化を継承し、きれいな空気や水に恵まれ、 安全安心な食品が育まれる自然環境を生かし、生活のなかにや すらぎと潤いのあるまちを目指します。

高速道路のインターチェンジを有し、九州新幹線の駅が近隣 に立地するなど恵まれた条件を生かし、産業・経済活動の発展 するまちを目指します。

豊かな自然の中に利便性を併せ持ち、住民とともに暮らしや すいまちづくりに努め、永く住んでいる人も、新しく住む人も、 ずっと住み続けたくなるまちを目指します。

## (3) 都市機能の集積状況

## ① 行政

玉名市には国や県の機関が集積しており、その多くが圏域のみならず荒尾玉 名地域を管轄としています。

〈図表12 国や県の関係機関の集積状況〉

国の機関	玉名市	<ul><li>・熊本地方裁判所玉名支部</li></ul>
		・熊本家庭裁判所玉名支部
		• 玉名簡易裁判所
		<ul><li>熊本地方法務局玉名支局</li></ul>
		・熊本地方検察庁玉名支部
		・熊本国税局玉名税務署
		・熊本労働局玉名労働基準監督署
		・熊本労働局玉名公共職業安定所(ハローワーク玉名)
		・日本年金機構玉名年金事務所
		・九州地方整備局菊池川河川事務所玉名出張所
		・九州農政局玉名横島海岸保全事務所
		・独立行政法人家畜改良センター熊本牧場
県の機関	玉名市	・熊本県県北広域本部玉名地域振興局
		・熊本県有明保健所
		・熊本県玉名福祉事務所
		・熊本県玉名教育事務所
		• 玉名警察署

### 2 医療

玉名市は、第二次救急医療機関の公立玉名中央病院、玉名郡市医師会立玉名 地域保健医療センターをはじめ、病院、診療所など医療機関の基盤が最も整っ ており、和水町にも、第二次救急医療機関の和水町立病院など重要な役割を果 たしている医療機関があります。玉東町及び南関町は、診療所を中心に医療が 行われています。

〈図表13 病院及び診療所の集積状況〉

			病	院								
	施設数	病床数	(床)					施設数	(施設)		<b>++*</b>	歯科診療 所数
	(施設)	総数						総数			病床数 (床)	(施設)
		小心 致入	一般	療養 精神 結核 感染症		有床無床						
玉名市	5	1,024	402	243	379	0	0	66	14	42	220	33
玉東町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3
和水町	1	91	49	42	0	0	0	6	0	6	0	5
南関町	0	0	0	0	0	0	0	4	1	3	12	5
圏域 計	6	1,115	451	285	379	0	0	78	15	53	232	46

出 展:菊池保健所調べ(2016年12月13日現在)

## 3 福祉

高齢者福祉、児童福祉施設、障がい者福祉施設ともに、玉名市を中心に3町にも一定の事業所が存在し、サービス供給の基盤が整えられている状況です。

〈図表14 福祉施設の状況〉

〈凶衣   4 備化	区分	玉	名市	玉	東町	和	水町	南関町		圏域 計	
	j		定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	養護老人ホーム	1	50	_	_	_	_	1	50	2	100
	介護老人福祉施設	6	290	1	60	2	160	1	30	10	540
	有料老人ホーム	24	393	1	9	5	72	2	33	32	507
	老人福祉センター	1	_	_	_	1	_	_	_	2	_
老人福祉介護 保険施設 等	地域包括支援センター	1	_	1		1		1	_	4	_
	老人憩いの家	1	_	_		_	_	1	_	2	_
	介護老人保健施設	5	342	_	_	1	78	_	_	6	420
	介護療養型医療施設	1	111	_	_	1	12	_	_	2	123
	認知症対応型共同生活介護事業所(グルー プホーム)	9	117	1	9	2	27	3	45	15	198
	保育所	20	1,515	2	180	4	303	1	250	27	2,248
児童福祉施設	児童館・児童センター	3	_	_	_	_	_	_	_	3	_
等	障害児相談支援	5	_	1	_	1	_	2	_	9	_
	障害児通所支援事業	4	50		_	1	10	1	20	6	80
	居宅介護	12	_	1	_	2	_	3	_	18	_
	重度訪問介護 ※ 居宅介護と重複	12	_	1	_	2	_	3	_	18	_
	行動援護	1	_	_	_	_	_	_	_	1	_
	同行援護	3	_	_	_	_	_	1	_	4	_
	短期入所	3	_	_	_	1	_	2	_	6	_
	生活介護	5	85	1	6	1	20	1	10	8	121
障がい者福祉	共同生活援助(グループホーム)	6	123	_	_	3	46	1	19	10	188
サービス事業	自立訓練(生活訓練)	2	16	_	_	_	_	1	10	3	26
所 等	就労移行支援(一般型)	3	18	_	_	_	_	1	6	4	24
	就労継続支援(A型)	7	104	_	_	1	20	_	_	8	124
	就労継続支援(B型)	7	136	1	14	3	50	1	24	12	224
	指定障害者(児)支援施設	2	160	_	_	1	60	2	80	5	300
	一般相談支援	3	_	_	_	_	_	_	_	3	
	特定相談支援	6		2		3		2		13	
	地域活動支援センター	3	_	_		_	_	_	_	3	_

出 展:玉名地域振興局管内概要2016(2016年9月現在)

### 4 教育

圏域は、教育機関が比較的充実した地域であり、近年の傾向は、少子化傾向が続くことから小学校の統廃合が進んでいるほか、県立玉名高校附属中学校が平成23年度に開校し、県立南関高校が平成29年3月の卒業生を最後に閉校することになっています。

また、玉名市に集積する高等教育機関は、県立3校、私立2校の5校の高校のほか、教育社会福祉関係の専修学校1校、看護・社会福祉・リハビリテーション・鍼灸スポーツ・口腔保健の5学科を置く看護学部や助産学の専攻科と看護福祉学の大学院を備える大学1校があり、圏域内外から多くの学生が通学しています。

〈図表15 学校及び生徒・学生数の状況〉

(単位:校、人)

											(+	一世:仪、八厂
	小学校 中学		学校 高校			専修学校		大 学				
	1:: *h	1 <del>%/-</del>	校数	l *h	+÷ *h	1 *h	+÷ *h	1 */-	+÷ *h			
	校数	人数	仪叙	人数	校数	人数	校数	人数	校数	学部	専攻科	研究科
玉名市	21	3,476	7	2,010	5	3,028	1	57	1	1,417	5	43
玉東町	2	304	1	138	0	0	0	0	0	0	0	0
和水町	5	416	2	217	0	0	0	0	0	0	0	0
南関町	4	404	1	253	1	40	0	0	0	0	0	0
圏域 計	32	4,600	11	2,618	6	3,068	1	57	1	1,417	5	43

出 展:文部科学省「平成27年度学校基本調査」(平成27年5月1日現在)、九州看護福祉大学HP(平成28年5月1日現在)

〈図表16 圏域の学校及び児童・生徒数の推移〉

(単位:校、人)

(単位: 校、)											
区分	,	小学校	中学校								
年度	校数	児童数	校数	生徒数							
平成18年	35	5,729	10	3,098							
平成19年	35	5,530	10	3,078							
平成20年	35	5,418	10	3,059							
平成21年	35	5,282	10	2,966							
平成22年	35	5,118	10	2,860							
平成23年	35	4,990	11	2,796							
平成24年	35	4,872	11	2,731							
平成25年	35	4,766	11	2,718							
平成26年	32	4,695	11	2,665							
平成27年	32	4,600	11	2,618							

出 展:文部科学省「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

## 5 商業

圏域における大型店舗(売場面積 1,000 ㎡を超える店舗)は、玉名市を中心に 集積しています。

〈図表17 大規模小売店舗の集積状況〉

		所 在	売場面積(㎡)
	1	玉名市大倉	3,490
	2	玉名市高瀬	2,255
	3	玉名市亀甲	8,500
	4	玉名市築地	1,996
	5	玉名市岱明町西照寺	1,251
	6	玉名市横島町横島	(#acconoccoccoccoccoccoccoccoccoccoccoccocc
	7	玉名市天水町部田見	2,340
	8	玉名市玉名	3,326
玉名市	9	玉名市築地	2,496
	10	玉名市寺田	1,274
	11	玉名市中	2,258
	12	玉名市下	2,001
	13	玉名市玉名	78000000000000000000000000000000000000
	14	玉名市中	2,021
	15	玉名市亀甲	7,016
	16	玉名市築地	10,560
	17	玉名市滑石	1,536
南関町	18	南関町大字関町	1,836

出 展:各市町調べ(平成28年3月現在、売場面積1,000㎡超の小売店)

## ⑥ 文化·教養

圏域の文化・教養施設は、1市3町それぞれ公民館を設置するほか、図書館(玉名市3館、南関町1館)や博物館、工芸館など市町の特色に応じた施設が設置されています。

〈図表18 文化・教養施設の状況〉

	種別	施設名称	所在
	文化施設	玉名市民会館	玉名市岩崎152-2
		玉名市民図書館	玉名市繁根木88-1
		玉名市岱明図書館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島図書館	玉名市横島町横島3810
玉名市	公民館	玉名市中央公民館	玉名市繁根木88-1
		玉名市岱明町公民館	玉名市岱明町野口2129
		玉名市横島町公民館	玉名市横島町横島3644
		玉名市天水町公民館	玉名市天水町小天7237-1
	博物館	玉名市立歴史博物館こころピア	玉名市岩崎117
玉東町	工芸館	玉東町工芸館	玉東町木葉140-3
上水町	公民館	玉東町中央公民館	玉東町白木1-1
和水町	工芸館	和水町みかわ手漉き和紙の館	和水町板楠70
	公民館	和水町三加和公民館	和水町板楠76
		和水町中央公民館	和水町江田3883-1
	文化施設	南関町立図書館	南関町大字関町1319
南関町		豊前街道南関御茶屋跡	南関町大字関町1141-2
	公民館	南関町公民館	南関町大字関町1324

## ⑦ スポーツ

圏域には、体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、プールなど、 様々な競技を行えるスポーツ施設が図表19のように集積しています。

〈図表19 スポーツ施設の状況〉

	施設名称	主な可能競技					
	桃田運動公園総合体育館 メインアリーナ	ハンドボール、テニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	桃田運動公園総合体育館 サブアリーナ	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	横島体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	天水体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	勤労者体育センター	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	岱明B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、武道					
	岱明B&G海洋センター プール	水泳					
	武道館	剣道、柔道					
	天水体育館 武道場	剣道、柔道					
	天水相撲場	相撲					
	弓道場	弓道					
玉名市	桃田運動公園 野球場	野球					
	蛇ヶ谷公園 野球場	野球					
	桃田運動公園 運動広場	陸上、ソフトボール					
	岱明中央公園 グラウンド	野球、ソフトボール					
	横島グラウンド	野球、ソフトボール					
	天水グラウンド	野球、ソフトボール					
	蛇ヶ谷公園 テニスコート	テニス					
	岱明中央公園 テニスコート	テニス					
	天水テニスコート	テニス					
	桃田運動公園 市民プール	水泳					
	菊池川グリーンベルト広場	ラグビー					
	菊池川鶴の河原広場	野球、ソフトボール					
	玉東町町営グラウンド	野球、ソフトボール					
	玉東町テニスコート	テニス					
玉東町	玉東町民体育館	バレーボール、バドミントン					
	玉東町武道館	剣道、柔道					
	玉東町ふれあいの丘グラウンド	グラウンドゴルフ					
	和水町体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー					
	和水町スカイドーム2000	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、ビーチボールバレー、ハンドボール					
	和水町弓道場	弓道					
和水町	和水町テニスコート	<u>テニス</u>					
ALVIVE)	和水町総合グラウンド	陸上、野球、ソフトボール					
	和水町三加和グラウンド	陸上、野球、ソフトボール					
	和水町ふれあい会館	武道、バレーボール、バドミントン、卓球					
	菊池川白石堰河川広場	グラウンドゴルフ					
	南関町農村広場 野球場	野球、ソフトボール					
	南関町農村広場 テニスコート	テニス					
	南関町農村広場 弓道場	弓道					
南関町	南関町ふれあい広場	卓球、ゲートボール					
	南関町B&G海洋センター 体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球					
	南関町B&G海洋センター 大津山グラウンド						
	南関町B&G海洋センター プール	水泳					

## 3 圏域の将来像

玉名市と玉東町、和水町及び南関町で形成する「玉名圏域定住自立圏」は、従来から文化、教育、社会経済等の様々な面において地域間に深い繋がりを有しており、近年のモータリゼーションの発達等による住民の日常生活圏の拡がりにより、その結びつきはますます強くなってきています。

このような中、我が国は、少子高齢化の進行とともに本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず三大都市圏の人口も減少していく「過密なき過疎」の時代が到来することが予想され、地方圏の将来は極めて厳しい情勢におかれています。

本圏域についても、2013年(平成25年)3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2010年(平成22年)国勢調査の圏域人口96,906人に対して2040年には69,450人と、実に30年間で27,456人もの人口が減少すると推計されています。

本圏域を構成する市町は、圏域住民が日常生活圏を共有していることを踏まえ、お互いの独自性を尊重するとともに、それぞれが役割を分担し連携を図りながら、将来にわたって住み続けるために必要な都市機能や生活機能を確保・充実することで地域の活性化に努めることが求められています。

そこで、圏域が有する「山」、「川」、「海」などの美しく豊かな自然環境で育まれた農林水産業や多様な観光資源などの地域の資源・特性や、九州新幹線・九州自動車道など圏域の経済・産業の発展を支える高速交通網を活かしながら、中心市と関係町との連携によって、暮らしに欠かすことのできない医療・福祉・教育・産業などの"生活機能"と道路・公共交通・観光などの"結びつき・ネットワーク機能"を強化することで、圏域からの人口流出の抑制や圏域内外との人・モノの交流を促進し、圏域の一体的な発展を目指します。

また、圏域の中長期的な将来人口については、玉名圏域定住自立圏の取組の結果 実現する将来像のもとで、2040年に79,000人を、そして2060年に70,000人の維持を 目標に、高齢者はもとより子育て世代の若者など全ての住民が、"ずっと住み続けた くなる地域"、"元気に安心して暮らすことができる地域"、"愛着と誇りを持てる 自立した地域"を創造します。

## 4 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的取組の期間は、平成29年度から 平成33年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行うものとします。

## 5 定住自立圏共生ビジョンの進捗管理

本共生ビジョンは、策定後、定期的に具体的取組の進捗状況を把握するとともに、 取組の点検・評価を行い、その結果を反映させていく循環型マネジメントサイクル(P DCAサイクル)に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。

また、本共生ビジョンの期間が満了する際は、実施した具体的取組に係る事業の効果などの進捗管理を玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会において、設定した成果指標等の達成状況等を基に検証するものとします。

さらに、検証の結果を踏まえて、次期の共生ビジョンを策定するものとします。

### **PDCAサイクル**





玉名市圏域定住自立圏推進会議 で共生ビジョンの修正・策定



### Action(改善)

構成市町による点検・評価を踏ま えた共生ビジョンの見直し

### Do(実行)

構成市町等による具体的取組の 実施



### Check(検証)

玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会や構成市町で点検・評価



## 6 定住自立圏形成協定に基づく具体的取組

※ 概算事業費において、「0」は事業費が不要な場合を、「未定」は策定時は事業費が分からない場合を、「一」は事業費の算定が困難な場合を表します。

## 1 生活機能の強化に係る政策分野

## 1-1 医療

取組項目	取組項目 ①乳幼児健診に従事する専門医の確保と健診の質の向上						
協定書の乳幼児健診に携わる小児科医が不足している現状を解決するため連携							
内容	小児科医の確保に取り組む。 また、健診従事者の研修等健診の質の向上に資する施策に取り組む。						

		【番号 1-1-①	)-1]								関係	市町	
	事業名	乳幼児健診征	(事者研修	会						0	0	0	0
事	<b>事業概要</b>	乳幼児健診の質の向上のため、乳幼児健診従事者保健師を対象にした研修を行う。 保健師を対象に玉名地域医療センターから講師を招いた研修会を実施するほか、健診従事医師を対象にした研修も検討してい										和水町	南関町
		<.								甲		Z	
紅	と割分担	甲の役割	<b>甲の役割</b> 乙と連携して事業を実施するとともに、必要な経費									<sup>-</sup> る。	
נו	<b>■ この役割</b> 甲と連携して事業を実施するとともに、必要な網								必要な経費	₹を負担する。			
概	算事業費	H29年度	H30年	度	H31年度		нз	32年度 H33年			計		
	(千円)	15		30		30		30		30			135
	玉名市	8		16		16		16		16	7		72
	玉東町	2		4		4			4				18
	和水町	3		6		6		6		6			27
	南関町	2		4	4			4		4		18	
補	助制度等												
	関係市町の負担の考え方 事業の実施に係る経費は、甲乙の保健師数に応じた負担とする。												
	取組内容			H2	9年度	H304	年度	H31年	度 H32年	度	Н	33年	度
実施	事業実施												<b>→</b>
期													
間													

	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
重要業績評価指標	研修会の開催回数	0回	2回
(KPI)		(H28年度)	(H33年度)
	研修会対象者	0%	100%
	の参加率	(H28 年度)	(H33 年度)

取組項目	②予防接種業務の連携
協定書の	予防接種事務の円滑化・適正化を目的とした担当者会議を行い、制度変更へ
内容	の対応や接種率向上に向けた取組を連携して行う。

		【番号 1-1-②	_							関係市町				
	事業名	予防接種説明	会の合同	開催						0	0	0	0	
Į į	<b>事業概要</b>	予防接種事業 接種説明会を								玉名市甲	玉東町	和水町	南関町	
,		甲の役割	甲の役割 乙と連携して、事業を実施するとともに、必要な経											
13	设割分担	乙の役割											) 0	
	算事業費	H29年度 H30年月			H31:	年度	H32年度		H33年度		計			
	(千円)	92		92		92		92	(	92		460		
	玉名市	34		34		34		34	(	34			170	
	玉東町	30		30		30		30		30		150		
	和水町	25		25		25		25		25			125	
	南関町	3		3		3		3		3			15	
補	助制度等													
	係市町の負 の考え方	事業に係る経	₹費は、委	託医	<u></u> 療機関	数に応	じた負	負担とする	) <sub>o</sub>					
	取組内容			H29	9年度	H304	年度	H31年度	₹ H32年	度	н	33年	度	
実	事業の実											<b>→</b>		
実施期間														
期間					***************************************									
[H]														

	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
重要業績評価指標	説明会の開催回数	0回	2回
(KPI)		(H28年度)	(H33年度)
	研修会対象医療	0%	100%
	機関の参加率	(H28 年度)	(H33 年度)

## 1-2 福祉

取組項目	①子育て環境の充実
協定書の 内 容	圏域において、子育て家庭に安心して子どもを育てる環境を創るために、相 互利用が可能な事業について広域利用の推進を図る。 また、圏域内で子育て関係の人材育成や子育て関係機関のネットワーク化 等に取り組む。

		【番号 1-2-(									関係	市町	-
=	事業名	保育所(園)	) 広域入	所の選	車携強化	Ł				0	0	0	0
事	業概要	圏域内の広域 幼児の優先的						域内市町	在住の乳	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
纽	割分担	甲の役割	内の										
12	.司刀担	乙の役割	域内の待機児童解										
	算事業費	H29年度	H30年	度 H314		年度	度 H32年度		H33年度			計	
(	千円)	0		0		0	0		0				0
	玉名市	0		0		0	0			0			0
	玉東町	0		0		0	0			0	<u> </u>		0
	和水町	0		0		0	0			0			0
	南関町	0		Ü	0 0 0			0			0		
補具	助制度等												
	市町の負 の考え方												
		取組内容		H2	9年度	H30 <b></b>	F度	H31年度	₹ H32年	度	н	33年	度
宝	広域入所	連絡会(ルール	づくり)	•									
実施期	広域入所	連絡会(情報)	(12)	月中旬~)								<b>-</b>	
間													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
主安未模計 <b></b>	圏域内で広域入所 した関係市町の 児童数	65 人 (H28 年 4 月 1 日)	65 人 (H33 年 4 月 1 日)

		【番号 1-2-①	)-2]								関係	市町	-	
喜	事業名	子育て支援で 構築	ニンター』	及び子	4育てサ	ーークル	/の連	携とネッ	トワーク	0	0	0	0	
事	事業概要 甲の「こそだてのわ*」会議を中心にして、研修会等を実施し、 子育て支援センターや、子育てサークルのネットワーク構築及び 職員の交流、資質の向上を図る。										玉東町	和水町乙	南関町	
犯	甲の役割 関係機関と連携の上、職員間の交流や資質向上に 画・実施するための中心的役割を果たす。										る施	策を	: 企	
12	<b>役割分担</b>									「係わる交流会、				
概算	事業費	H29年度	H30年	度	H31:	年度	H32年度		H33年度		計			
(	千円)	0	_		_	_	_		_		_			
	玉名市	0	_		_	_		_	_		_			
	玉東町	0	0			0	0			0	0		0	
	和水町	0	0			0		0		0			0	
	南関町	0		0		0		0		0 0				
補具	助制度等	子ども・子育	で支援を	で付金	(利用	者支援	事業費	費の一部)						
	市町の負 の考え方	なし (研修会 払う。)	き費用が必	必要な	場合は	、甲の	利用者	首支援事業	美委託料か	ら 2	事業	美者カ	支	
		H2	9年度	H304	丰度	H31年月	度 H32年	度	H	33年	度			
宝	「こそだ	<b>実施</b>										$\rightarrow$		
実 施 期														
期														
間														

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	「こそだてのわ」	26	30
	合同参加機関数	(H28 年度)	(H33 年度)

こそだてのわ 子育てに関わる様々な市民活動団体が連携し地域における子育て支援活動を活性化させる ことを目的に結成されたネットワーク組織のこと。

	- NI -	【番号 1-2-(									関係	市町	-		
=	事業名	放課後児童支	援負の連	望携と	ネット	ワークフ	<b>菁</b> 築			0	0	0	0		
事	事業概要										玉東町	和水町乙	南関町		
犯	甲の役割 関係機関と連携の上、放課後児童支援員の交流や資施策を企画・実施するための中心的役割を果たす。											係才	つる		
1ヌ	<b>役割分担</b>										に係わる交流会、				
概算	算事業費	H29年度	H30年	度	隻 H314		H32年度		H33年度		計				
(	(千円) 0					500		500	50	00	2,00		000		
	玉名市	0		未定		未定		未定	未	定	未定		未定		
	玉東町	0		未定		未定		未定	未	定		Ē	未定		
	和水町	0		未定		未定			未				未定		
	南関町	0		未定    未定    未定						未定 未定					
補具	助制度等	子ども・子育	で支援体	x制整	備総合	推進事	業費	国庫補助	<b></b>						
	市町の負 の考え方	3 町から研修 料として支払									研修	等委	託		
			H29	9年度	H30 <b></b> ⁴	₣度	H31年原	度 H32年	度	н	33年	度			
実	事業の枠	組み協議		•											
実 施 期	圏域連絡会	(研修・交流会	)の実施										<b>→</b>		
間	<u></u>			<b>\$</b> 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.											

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	圏域連絡会	0	20
	参加機関数	(H28 年度)	(H33 年度)

## 放課後児童支援員

2015年(平成 27年)4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」により創設された放課後児童クラブ(学童保育)の指導員に対する新たな専門資格を持つ人。学童保育の支援毎に 2 人以上配置することが義務付けられた。

		【番号 1-2-(1	-								関係	市町			
Į	事業名	ファミリーサ	ポートセ	ニンタ	ーの連	携及び	人材育	育成		0	0	0	0		
事	<b>∓</b> 業概要	<b>ファミリーサ</b> みを行う。	-ポートセ	こンタ	<b>-</b> *∅3	会員の資	資質向	]上に向け	けた取り組	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町		
视	割分担	甲の役割						東町)が割を	実施する「! 果たす。	24 時	<b>計間</b> 請	習」	を		
	(177)	乙の役割		区域内のファミリーサポートセンター協力会員に圏域関係 名市・玉東町)が実施する「24 時間講習」への参加を促											
概	概算事業費 H29年度 H30年				H31	年度	H32年度		H33年度		計				
-	(千円)	0	_			_		_			_				
	玉名市	0	_			_		_				_			
	玉東町	0	_	_				_	_			_			
	和水町	0		0		0		0		0			0		
	南関町	0		0		0 0						0 0			
補」	助制度等	子ども・子育	て支援交	付金	: (ファ	ミリー	サポー	ートセンタ	ター事業費	の一	部)				
	関係市町の負 担の考え方 描習に係る費用は、玉名市・玉頭 部で支払う。						アミ	リーサポ	ートセンタ	<b>ー</b> の	委託	料の	)—		
		取組内容		H2	9年度	H304	年度	H31年	度 H32年	F度	Н	33年	度		
実	事業の枠	組みの協議		•											
実施期	事業の実	 施											<b>—</b>		
l 開	1 /1 / / / /														
[B]															

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	講習会	40 人	50 人
	新規参加者数	(H28 年度)	(H33 年度)

**ファミリーサポートセンター** 地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について相互に 助け合う会員組織のこと。

取組項目	②地域包括ケアの充実
協定書の	認知症施策の向上や医療介護連携の体制整備を促進するための調査・研究を
内容	行う協議会を設け、 <b>地域包括ケア</b> *の充実に資する取組を推進する。

			番号 1-2-②-1】								関係	市町	-
4	事業名	認知症対策連	携事業							0	0	0	0
事	業概要	成など乙から ての事業につ	甲が企画実施する認知症対策事業のうち、 <b>キャラバンメイト</b> *養成など乙からの介護サービス事業所や住民の参加が可能なすべての事業について、乙に連絡する。 乙は、町内への周知や事業の運営スタッフとして協力を行なう。						玉名市甲	玉東町	和水町	南関町	
ζЛ	宝1八十0	甲の役割	事業の企	) 画(	実施を	·行う。							
12	割分担	乙の役割	事業を周	引知し	、運営	に協力	する。	)					
	算事業費	H29年度 H30年度 H31年度 H32年度		H33年度	計								
(	(千円)	未定		未定		未定		未定	未	定		Ē	未定
	玉名市	未定		未定		未定		未定	未定		未定		未定
	玉東町	未定		未定		未定		未定	未定				未定
	和水町	未定		未定		未定	未定						未定
	南関町	未定		未定		未定		未定	未	定		Ē	未定
補具	助制度等	介護保険会計	一の地域支	泛援事	業で実	施。国	県負担	旦あり。					
	市町の負 の考え方	各市町で要し	た経費に	は、各	市町そ	れぞれ゛	で負担	旦する。					
		取組内容		H29	9年度	H304	丰度	H31年月	度 H32年	度	н	33年	度
実	実認知症フォーラム開催												<b>→</b>
実施期	施 キャラバンメイト養成講座				•			•					
間	認知症サ	知症サポーター養成講座				•		•	•		•		
	認知症応	援団養成講座	•		•		•	•		•			

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	認知症対策事業連	0回	3 回
	携開催数	(H28年度)	(H33 年度)

### 地域包括ケア

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと。

### キャラバンメイト

認知症に対する正しい地域と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役のこと。学んだ知識や体験等を地域、職域、学校などで市民に伝え「認知症サポーター」を養成する。

	【番号 1-2-②-2】									関係	市町	•	
	事業名	在宅医療介護	<b>達連携推</b> 進	<b>性体制</b>	整備事	業				0	0	0	0
	事業概要	在宅医療介護費を検討し、							内容や事業	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
	 役割分担	甲の役割	会議の関	開催、	内容の	とりま	とめる	を行う。					
	1文制刀担	乙の役割	会議への	り参加	一、内容	のとり	まとる	めに協力	する。				
相	既算事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	НЗ	2年度	H33年度		計		
_	(千円)	未定		未定		未定					未		未定
	玉名市	未定		未定		未定					未		未定
	玉東町	未定		未定		未定	定						卡定
	和水町	未定		未定						- 未			
	南関町	未定		未定 未定					未定				
祁	輔助制度等	介護保険会計	トの地域支	泛援事	業で実	施。国	県負担	旦あり。					
	係市町の負 旦の考え方	委託総額を決	た定した後	é、高·	齢者数	割りな	どでそ	とれぞれ	の負担額を済	決定	する	o	
		取組内容		H29	9年度	H304	年度	H31年	度 H32年	度	Н	33年	度
実	玉名郡市	医師会への事	業委託						<b>→</b>				
美 施 期	1												
間	] ]												
	•												

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	国が設定した8つ	0 事業	8 事業
	の事業項目の実施	(H28 年度)	(H31 年度)

## 1-3 教育

取組項目	①圏域内の図書館の相互利用
協定書の	圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上に取り組
内容	<b>む</b> 。

		【番号 1-3-(	_							関係市町			•
-	事業名	玉名圏域図書	的等相互	利用	事業					0	0	0	0
事	¥概要		圏域の住民が関係市町の図書館(図書室)を利用できるように、 諸規定等を整備する。						玉名市田	玉東町	和水町乙	南関町	
谷	と割分担	甲の役割	甲の役割 甲乙が連携して、圏域の住民が関係市町の図書館や図							<u>'</u> 図書		 ·利用	で
	算事業費	H29年度	H30年	H30年度		年度	НЗ	32年度	H33年度		計		
	(千円)	0		0		0		0		0	0		0
	玉名市	0		0		0		0		0			0
	玉東町	0		0		0		0		0			0
	和水町	0		0		0		0					0
	南関町	0		0		0 0		0		)		0	
補」	助制度等												
	孫市町の負 の考え方												
		取組内容		H2	9年度	H30 <b></b>	丰度	H31年月	度 H32年	F度	н	33年	度
実	関係条例	、規則整備	j										
実 施 期	施甲乙図書館、図書室の相互利		目互利用										<b>-&gt;</b>
間													

	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
重要業績評価指標	図書館(図書室)	0人	500 人(累計)
(KPI)	広域利用者登録数	(H28年度)	(H33 年度)
	図書館(図書室)	0 点	4,000 点(累計)
	広域利用貸出点数	(H28 年度)	(H33 年度)

## 1-4 産業振興

取組項目	①新規就農希望者への支援
協定書の 内 容	圏域内における新規就農希望者への支援に取り組む。

		【番号 1-4-①									関係	市町	•
특	<b>事業名</b>	新規就農希望	君に係る	研修	受入可	能な農	業者名	A 簿作成		0	0	0	0
事	業概要	農業を始める て身につける して、受け入 約・活用する	ため、新 れ可能な	規就	農希望	者の農業	<b>美技術</b>	取得研修	受入先と	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
役	割分担	甲の役割	甲の役割 調査様式を作成し、乙に送付。甲管内の認定農業者を対象に調査を 実施。甲が作成した名簿と、乙が提出した名簿をまとめた後、乙に 名簿を提供する。										
		乙の役割	町内の認定農業者に対する調査を実施し、作成した名簿を甲に打する。								に携	出	
概算	事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	F度 H32年度				計		
(	千円)	0		0		0	0		0				0
	玉名市	0		0		0	0			0		(	
	玉東町	0		0	0		0			0			0
	和水町	0		0	0		0			0			0
	南関町	0		0	0 0			0		0		0	
補具	力制度等												
	市町の負 D考え方												
	取組内容			H29	9年度	H30±	<b>手</b> 度	H31年原	度 H32年	度	Н	33年	度
実受け入れ農家の調査					•					_			
実     受け入れ農家の調査       施     事業の実施													▶
間													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	受入可能農業者数	のべ 9 人 (H28 年度)	のべ 14 人 (H33 年度)

取組項目	②農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲及び情報共有
協定書の	各地区での対策に加え、圏域で連携して農林水産物に被害を及ぼす鳥獣の捕
内容	獲や被害防止対策に取り組む。
	また併せて、捕獲された鳥獣の処置に係る対策についての調査及び研究を
	行う。

		【番号 1-4-②	-								関係	市町	
	事業名	有害鳥獣捕獲	默捕獲推進事業 								0	0 0 0	
事	¥概要	有害鳥獣による農林水産物の被害軽減を目的として、関係市町に よる「合同捕獲」を行うことで、効率的かつ効果的に有害鳥獣を 捕獲する。								玉名市 甲	市町町町町		
谷	)割分担	甲の役割 乙の役割	甲、乙がするとも				•		の検討を行	<u>۷</u> ۷,	事業	を実	<b>美施</b>
	算事業費	H29年度	H30年	H30年度 H3		年度	нз	2年度	H33年度			計	
	(千円)	0		未定		未定	未定		未定		<u> </u>		未定
	玉名市	0		未定		未定	未定		未定				未定
	玉東町	0		未定			未定		未定				未定
	和水町 南関町	0		未定		未定		<u>未定</u>	未	<u>定</u> 定		<u>未定</u> 未定	
1.45	110100	0		未定		未定		未定	木	正			下正
補	助制度等	鳥獣被害防止	:総合対策	事業									
	系市町の負 の考え方	事業の性質」 な負担金なと						(協議会)	)が補助申	請を	·行い	、必	〉要
		取組内容		H29	9年度	H30 <b></b> ⁴	丰度	H31年	度 H32年	F度	H	33年	度
-	捕獲従事	者調査			<b>→</b>								
実施期	各種手続	き内容等の調整	整		$\rightarrow$								
期	実施												<b>-</b>
間													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	合同捕獲	0 回	5 回
	開催回数	(H28 年度)	(H33 年度)

		【番号 1-4-②						関係	市町	•			
특	事業名 有害鳥獣捕獲活用事業									0	0	0	0
捕獲した有害鳥獣を地 事業概要 て、更なる捕獲数の増 体処理施設建設に関す					図る観	点から、	捕獲			玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
役	割分担	甲の役割 乙の役割	甲、乙及するとと						の検討を行	٧١ <u>,</u>	事業	を実	 €施
	事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	НЗ	2年度	H33年度		計		
(	千円)	0		0		10,000		100,000	5,00		115,00		
	玉名市	0	0			未定		未定	- 未	-			未定
	玉東町 和水町	0	0					未定	未定 未定		未知		未定
	南関町	0		0		未定					未定		
	助制度等	鳥獣被害防止	:総合対策	事業					·				
	市町の負 D考え方	事業の性質上担金などにつ						(協議会)	が補助申	請し	、必	要な	<b>:</b> 負
		取組内容		H29	9年度	H304	∓度	H31年原	度 H32年	度	Н	33年	度
	捕獲個体に関する	の加工処理施 調査	設建設		•								
	加工処理	施設建設箇所等	の検討			•	)						
実施期	捕獲個体 会の開催	の処理に関す	る勉強			•			<b>-</b>				
間	加工処理	施設の設計						•					
	加工処理施		地買収					•					
	加工処理	施設建設											
	加工処理	施設運営開始											<b>→</b>

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	捕獲個体の処理	0回	3 回
	勉強会開催回数	(H28年度)	(H32 年度)

取組項目	③圏域地場企業への就労支援
協定書の	地元での就職を望む圏域住民等に対して、圏域内の地場企業を知る機会を提供するなど、連携して就労機会の創出を図るとともに、圏域内における就労を
内 容	推進する。

		【番号 1-4-③-1】									関係市町				
	事業名	圏域地場企業 	業への就会	労支援	養事業					0	0	0	0		
:	事業概要	翌年度に3年生となる荒尾・玉名地域の高校生、進路指導担当教員、保護者を対象に、圏域内に立地する企業のガイダンスを開催することで、地場の企業を知ってもらう機会を設け、圏域での就業の機会を増やすとともに圏域の企業の人材確保を推進する。									玉東町	和水町乙	南関町		
	<b>のまりへも</b>	甲の役割	事業を訓	調整し	、乙と	連携し	て事	業を推進	する。		ı				
	役割分担	乙の役割	甲と連携	り 円	滑な事	業の推	進に	協力する。	0						
根	概算事業費 H29年度 H30年		度	H31	H31年度		32年度	H33年度		計					
	(千円) 1,644 2,		,500	500 2,500		2,500		2,500		11,64		644			
	玉名市	1,044	1	,800	1,800		1,800		1,800		8,2		244		
	玉東町	200		140		140	140		140		· ·		760		
	和水町	200		280		280	280		280				320		
	南関町	200		280 280 280 28				80 1,320			320				
裤	前制度等														
関係市町の負 会場借上げ等、事業等 担の考え方 職員の旅費等について										按分	·で負	担し	<b>^</b>		
	取組内容			H29	年度	H30 <b></b>	<b>手度</b>	H31年月	度 H32年	度	H33年度		度		
実	調査・ア	ンケート実施			•										
実施期	企業ガイ	ダンスの開催					<b>—</b>						<b>-</b>		
間															
期間	正来火工	グ ノ ハ の /													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	地元企業への新卒		※
	高校生の就職率	(H29 年度)	(H33 年度)

<sup>※</sup>目標値については、平成29年度に実施予定の調査終了後設定する。

## 1-5 その他

取組項目	①消費生活相談窓口の体制整備
協定書の 内 容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保し、圏域内での消費生活相 談が円滑に実施できるよう、消費者行政等の情報交換を行い、相談(職)員の 資質向上を図る。

	【番号 1-5-①-1】									関係市町						
특	事業名	玉名市消費生	活センタ		0	0	0	0								
事	業概要	職員が実務研 ルアップを図	古市消費生活センターにおいて、乙の消費生活相談員及び担当 員が実務研修という形で執務することで、相談員・職員のスキ マップを図るとともに、消費者行政における乙の相談窓口の充 関係市町の連携を企図する。									玉名 東町 水 町       甲       乙				
犯	割分担	甲の役割	田の役割									る耶	文組			
12	司刀 担	乙の役割	甲と連携し、圏域内で消費生活相談が円滑に実施できるよう 者行政等の情報交換を行い、相談(職)員の資質向上を推進 め関係機関への研修派遣を実施する。													
	事業費	H29年度	H30年	度	H31	1年度		2年度	H33年度		計					
(	千円)	885		885		885		885	885		,		425			
	玉名市	607		607		607		607	607				035			
	玉東町	38		38		38	38 72		38				190			
	和水町 南関町	72 168		72		72	_			72			360 840			
1-4-1			・ノニーフ・ルバング									340				
補具	力制度等	熊本県消費者	行以推進	≣事業、	熊本	県消費	首店性	E化爭業								
	<b>関係市町の負</b> 担 <b>の考え方</b> 各市町で要した経費は、各市町それぞれで負担する。															
	取組内容				年度	H30 <b></b> ±	F度	H31年原	度 H32年	度	н	33年	度			
実	事業実施												<b>→</b>			
実     事業実施       施																
期間																
旧																

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	O J T事業	のベ 192 人	のベ 192 人
	参加者数	(H28 年度)	(H33 年度)

# 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

## 2-1 交通インフラの整備

取組項目	①有明海沿岸道路の早期整備促進
協定書の	圏域外から玉名圏域への観光や物流に大きな影響があると思われる「有明海
内 容	沿岸道路」の全線開通に向けた諸要望活動を実施する。

		【番号 2-1-(	)-1]								関係	市町	-
4	事業名	有明海沿岸道	1路の早期	整備	i促進事	業				0	0	0	0
事	業概要	関係市町は、 ある「有明海 <b>尾・玉名」</b> 整	沿岸道路	」の自	<b>と</b> 線開通	通に向け	<sup>†</sup> て、 <b>7</b>	有明 <mark>海</mark> 沿身	岸道路「荒	玉名市 甲	玉東町	和水町乙	南関町
役	:割分担	甲の役割	甲は関係 係機関~						」の全線開	通に	向に	けて、	関
		乙の役割	<b>役割</b> 甲と連携し、「有明海沿岸道路」の全線開通に向けて										
	算事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	нз	32年度			計		
(	(千円)	294		294		294		294	29	94	1,		470
	玉名市	294		294		294		294	29	94	1		470
	玉東町												
	和水町												
	南関町												
補具	助制度等												
	市町の負 の考え方	各市町は、必	要な経費	を負	担する	0							
		取組内容		Н2	9年度	H30	年度	H31年原	度 H32年	度	Н	33年	度
実	事業への	参画方法等の	協議										<b>→</b>
実施											-		
期間													
旧													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	要望活動回数	1 回 (H29 年度)	1 回 (H33 年度)

### 用語説明

## 有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会

毎年7月に荒尾商工会議所、玉名商工会議所、長洲町商工会、荒尾市・玉名市・ 長洲町の首長及び議長、熊本県土木部道路都市局長で、国土交通省本省、地元 選出国会議員、九州地方整備局へ有明海沿岸道路の荒尾市から熊本市までの早 期整備・早期事業化等の要望活動を行っている。

取組項目	②広域の道路整備促進
協定書の 内 容	住民生活の利便性向上に関連する道路整備を計画・実施する。

		【番号 2-1-②	_								関係	市町					
	事業名	県道「玉名 <i>川</i>	、女線」、「	玉名	立花線	」の道	路整備	<b>肯促進事</b> 差		0		0	0				
	事業概要	能向上に関連	各期成会を通じ、住民生活の利便性向上や圏域外へのアクセス機能向上に関連する県道「玉名八女線」及び「玉名立花線」の早期整備に向けて県への要望活動を行う。														
	役割分担	甲の役割 乙の役割															
村	既算事業費	H29年度	H30年/	度	H31	年度	НЗ	2年度	H33年度		計						
_	(千円)	190		190		190		190	19	90		(	950				
	玉名市	100		100		100		100	10	00		į	500				
	玉東町								70								
-	和水町	70		70		70		70	70				350				
Ц	南関町	20		20		20		20		20			100				
<b>†</b>	輔助制度等																
	係市町の負 旦の考え方	各市町が必要	長な経費を	·負担	する。												
		取組内容		H29	9年度	H30 <b></b>	₣度	H31年原	₹ H32年	度	Н	33年	度				
実	要望活動												<b>→</b>				
<b>美施</b> 期											-						
期 間																	
	J																

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	要望活動回数	1 回 (H29 年度)	1 回 (H33 年度)

	<b>丰业</b> 2	【番号 2-1-②	_								関係	市町	-
	事業名	山部田奥野線	艮(牧野小	、田線	.)整備	事業				0		0	
Į.	<b>事業概要</b>	住民生活の利 部田奥野線の				のアク	セス様	幾能向上	のため、山	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
	- +	甲の役割	<b>甲の役割</b> 乙と連携し、山部田奥野線の完成に向けて整備を行										
15	设割分担	乙の役割											
概	算事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	нз	32年度	H33年度				
	(千円)	20,000	20	,000		20,000					60,0		
	玉名市	20,000	20	,000		20,000						60,	000
	玉東町												
	和水町												
	南関町												
補	助制度等												
	系市町の負 の考え方	各市町が必要	<b>そな経費</b> を	:負担	する。								
		取組内容		Н2	9年度	H304	年度	H31年	度 H32年	度	H	33年	度
実	<b>美</b> 道路整備				工事	I.	事	工事	<b>→</b>				
実施期								***************************************			************	***************************************	
間													
1-1													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)				
(KPI)	道路整備率	0%	100%				
	(事業費)	(H29 年度当初)	(H31 年度末)				

-	<b>与</b> ₩ Д	【番号 2-1-②								関係市町			
ē.	事業名	東部環境セン	ターへの	搬入	.道路の	整備(	市道却	比坂門田山	山ノ下線)	0	0		
事	業概要	東部環境セン ンターまでの3 向上を図る。 平成 22 年度 玉名市:北坂 権者の承諾が	ごみ搬入 玉東町: 門田・山ノ	络を 山ノ 下線	を備し、( 下・黒石 (236m)	主民生活 線(約 <del>(</del> )を計画	舌の利 640m) ĵ予定	便性及び  を供用開	安全性の始。	玉名市	玉東町	和水町乙	南関町
<b>犯</b>	割分担	甲の役割	<b>甲の役割</b> 乙及び関係機関と連携し、早期完成に向けて整備の										
133	.刮刀担	<b>この役割</b> 甲と連携し、関係機関への早期完成に向けて協議を行											
	算事業費	H29年度	H30年	度	H31			32年度				計	
	千円)	0		0		10,000		20,000	20,00	-+	· ·		000
	玉名市 玉東町	0		0		10,000		20,000	20,00	)()		50,0	300
	<u>工泉町</u> 和水町												
	南関町												
補具	助制度等							<u>,                                    </u>		•			
	市町の負 の考え方	各市町は、必	な要な経費	を負	担する	0							
		取組内容		Н2	9年度	H304	丰度	H31年月	度 H32年	度	н	33年	度
実	関係機関	協議					<b>→</b>						
実 施 期	道路整備							測量設計	ト 用地・神	甫償		工事	<b>-&gt;</b>
間													

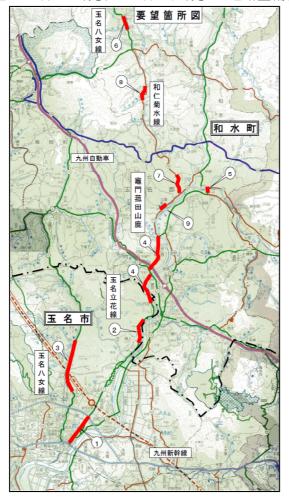
重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	道路整備率	0%	100%
	(事業費)	(H29 年度)	(H33 年度)

### (参考:対象道路の位置)

■2-1-①-1 有明沿岸道路の早期整備促進事業関連



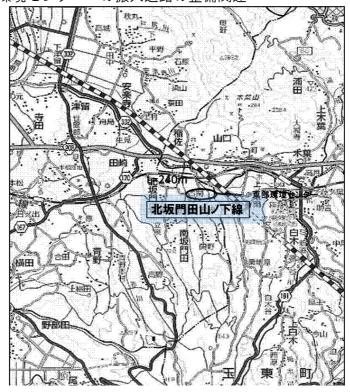
■2-1-②-1 県道「玉名八女線」、「玉名立花線」の道路整備促進事業関連



■2-1-②-2 山部田奥野線(牧野小田線の整備)整備事業関連



■2-1-②-3 東部環境センターへの搬入道路の整備関連



# 2-2 地域公共交通

取組項目	①公共交通の維持、利便性向上及び活性化
協定書の	持続可能な地域公共交通網の形成に向けた基幹公共交通の機能強化や利便
内容	性の向上及び活性化のための取組や課題を調査・検討・実施する。

		【番号 2-2-(	D-1 <b>]</b>								関係	市町	•	
	事業名	路線バス維持	ずのための	運行	補助事	業				0	0	0	0	
	事業概要	の支線的な生	圏域内を接続する幹線的な広域路線や、それに接続する各市町内の支線的な <b>生活交通路線バス</b> *等の公共交通を維持・確保するため、運行事業者に対し運行費等の一部を補助する。											
;	役割分担	甲の役割 乙の役割	<b>この役割</b> バス路線の維持・確保のため、乗合バス事業者に補助金を支出する。											
相	預事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	НЗ	32年度	H33年度		計			
	(千円)	121,131 121,1			131 121,131			121,131	121,1	31	605,65			
	玉名市	76,226	76	,226	76,226			76,226	76,2	26		381,130		
	玉東町	3,421	3	,421		3,421		3,421	3,4	21	21		105	
	和水町	32,506	32	,506	;	32,506		32,506	32,5	06	162,5		530	
	南関町	8,978	8	,978		8,978		8,978 8,9			78 44,		890	
褌	助制度等	熊本県生活交   市町負担額〜				交付金								
	係市町の負 団の考え方	対象バス路線 る。	泉ごとにネ	浦助対	対象額を	を関係す	可时内	の運行路	巨離で按分	した	額を	負担	せす	
		取組内容		H2	9年度	H304	∓度	H31年	度 H32年	F度	H	33年	度	
宇	事業実施(補助金支出)												$\rightarrow$	
施	実   事業実施(補助金支出)     施													
期														
間														

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	路線バスの系統数	24 系統 (H28 年度)	24 系統 ( H 33 年度)

## 用語説明

## 生活交通路線バス

ここでは、複数の市町村を結ぶバス路線やJRの駅などと接続し、地域内の移動を支える 役割を担う乗合バスをいう。

		【番号 2-2-(									関係	市町	-
=	事業名	路線バス利用	]促進事業	4						0	0	0	0
事	業概要	圏域内の公表 利便性の向 <sub>-</sub>	関係市町の実務担当者や交通事業者等による会議を設置し、 圏域内の公共交通の現状や課題について情報を共有し、乗組 利便性の向上、沿線ガイドマップの作成など路線バスの利用 促進につながる事業を協議する。							玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
ᄭ	割分担	甲の役割	甲の役割 会議を主催し、関係者との連携に基づき事業を実施										
133	.刮刀担	乙の役割	会議に参	多画し	、関係	者との	連携に	こ基づき	事業を実施	する	0		
	事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	НЗ	2年度	H33年度		計		
(	千円)	0		0		122	92		92		30		306
	玉名市	0		0		88		66	(	36	22		220
	玉東町	0		0		7	6		6				19
	和水町	0		0				10	10				34
	南関町	0		0		13		10		10			33
補助	助制度等												
関係市町の負 担の考え方 事業については、当該 事業については、人口					に要し	た費用	をそれ	1ぞれで <u>;</u>					
		取組内容		H29	年度	H304	丰度	H31年月	度 H32年	度	Н	33年	度
実	会議体の設置・開催											<b>→</b>	
施期	実会議体の設置・開催施路線バスの見直し												<b>→</b>
間	沿線ガイ	ドマップの作品	戉			(11111111111111111111111111111111111111			•			•	

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	路線バスにおける	89.6万人	89.6万人
	輸送人員の合計	(H28年)	(H33年)

		【番号 2-2-(	_								関係	市町	•
=	事業名	交通実態調査	手業							0	0	0	0
事	業概要	るために、国	,								玉東町	和水町乙	南関町
ᄭ	割分担	甲の役割	<b>甲の役割</b> 乙と協力して、総合的な調査分析を行う。										
133	.刮刀担	乙の役割	<b>の役割</b> 甲の調査分析に協力する。										
	事業費				H31	年度	нз	2年度	H33年度		計		
(	千円)	0	4,	,072		0		0		0	4,07		072
	玉名市	0	,	,871		0		0		0	2,8		
	玉東町	0		226		0		0		0	<b>+</b>		226
	和水町	0		543		0		0	0		+		543
	南関町	0		432	432 0 0				0 432			432	
補具	助制度等 ————												
	市町の負 の考え方	調査に要する ロ程に応じた				市町の	人口	に応じた	割合、また	. 2	割を	系統	芒牛
		取組内容		H2	9年度	H30 <b></b>	₣度	H31年月	₹ H32年	度	н	33年	度
実	実調査実施案の検討			(	•								
実施期	<b>施</b> 調査実施					•							
間	公共交通	見直しへの反射	央										<b>-&gt;</b>

	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)			
重要業績評価指標	沿線ガイドマップ	—	沿線ガイドマップの作成			
(KPI)	の作成	(H — 年)	(H33 年度)			
	路線バスにおける	89.6万人	89.6万人			
	輸送人員の合計	(H28年)	(H33年)			

# 2-3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組項目	①移住定住の促進
協定書の	圏域への移住・定住を促進するため、連携して取組を行い、都市部等へ圏域
内容	の魅力を情報発信する。

-	<b>≠</b> # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	【番号 2-3-①	_								関係	市町	
=	事業名	定住相談会の	合同開催	事業						0	0	0	0
事	業概要	同PR・相談	圏域への人口流入を促進するため、東京等の主要な都市部での合同 P R・相談会を実施して移住定住の情報発信を行うとともに、受入体制の充実に向けた取組を行う。  ■ A (1) ** 事業を企画調整し、乙と連携し、圏域全体の移住								玉東町	和水町乙	南関町
役	割分担	甲の役割	事業を企 発信に取			乙と連	携し、	. 圏域全	体の移住定	住に	.関す	つる情	<b>手報</b>
		乙の役割	<b>乙の役割</b> 甲と連携し、圏域全体の移住定住に関する情報発信								に取り組む。		
	事業費	費 H29年度 H30年			H31	年度	нз	2年度	H33年度		計		
	千円)	0		791		791		791	7:	91	3,16		164
	玉名市	0		393		393		393		93			572
	玉東町	0		127		127		127		27			508
	和水町 酉	0		139				139			39		556
1-4-		0		132		132		132	1.	32			528
補具	助制度等 ————												
	市町の負 D考え方	会場借上げ等 など個別の紹								、職	員等	の旅	で費
		取組内容		H2	9年度	H30年	F度	H31年原	度 H32年	F度	Н	33年	度
実	企画会議	等実施			•	•		•	•				
実施期間	施事業実施												<b>→</b>
問問													
[111]													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	相談会を通じた 移住者数	— (H28 年度)	4 組 (H33 年度) ※実施期間の累計値

取組項目	②空き家バンク制度等の圏域活用
協定書の	圏外からの移住・定住希望者の多様な居住環境の要望に迅速に対応するため
内容	に、連携近隣自治体間で空き家情報等を共有した上で、希望者に情報提供する。

			番号 2-3-②-1】								関係市町				
Į	事業名	空き家バンク	'制度推進	事業						0	0	0	0		
事	¥概要	関係市町は、	すべての関係市町に <b>空き家バンク</b> *制度を設ける。 関係市町は、圏域の空き家バンク情報を共有し、移住希望者等へ の情報提供を連携して行うとともに、相談体制を更に充実する。						玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町			
4Л	L 후에 / N + D	甲の役割	甲の役割 空き家バンク制度の充実及び事業の調整・実施								ı				
15	的人性	乙の役割	空き家り	ベンク	制度の	構築・	充実	及び甲が	行う施策と	の連	携				
	算事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	нз	2年度	H33年度		計				
	(千円)	0		0		0		0		0			0		
	玉名市	0		0		0		0		0			0		
	玉東町	0		0		0		0		0			0		
	和水町	0		0		0		0		0			0		
	南関町	0		0		0		0		0			0		
補具	助制度等														
	孫市町の負 の考え方														
		取組内容		H2	9年度	H304	年度	H31年月	度 H32年	度	Н	33年	度		
実		ージの整備(達 リンクの設定等			•										
脚期	期 空き家バンク情報の共同発信												$\rightarrow$		
間															

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	空き家バンク制度 の成約件数	70 件 (H28 年度) ※制度創設以来の累計件数	35 件 (H33 年度) ※実施期間の累計件数

## 用語説明

## 空き家バンク

自治体等が、所有者から空き家の登録を募り、移住希望者等に物件情報を提供する制度で、 運用方法は、それぞれの自治体ごとに異なる。

## 2-4 観光等の推進

取組項目	①着地型プログラムの形成
協定書の	圏域の豊かな交流資源の保全と活用を目指し、「滞在型観光」のプログラム
内容	を作成し、観光客等の誘致を図る。

		【番号 2-4-0									関係市町				
	事業名	着地型プロク	<b>ブラム</b> *の	形成						0	0	0	0		
=	事業概要	圏域の豊かな グラムを形成						滞在型額	見光のプロ	玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町		
4	<b>设割分担</b>	甲の役割	乙と連携	隽して	事業の	調整及	び窓	口として	の機能を担	う。					
1	又可刀狚	乙の役割	甲と連携	隽・協	対して	事業を	実施	する。							
栶	程算事業費 H29年度 H30年度				H31:	年度	нз	32年度	H33年度		計				
_	(千円) 0 5,0		,000		5,000		5,000	5,00	00		20,000				
	玉名市	0	4	,485		4,485		4,485	4,48	35		17,9	940		
	玉東町	0		154		154		154	•	54			616		
	和水町	0		182		182		182	182				728		
	南関町	0		179		179	179 179			79		716			
補	助制度等														
	系市町の負 !の考え方	玉名市が事務 担(均等割 5					その作	也事務費	1,000 千円	を1	市 3	町て	:負		
		取組内容		H2	9年度	H304	丰度	H31年月	度 H32年	度	H	33年	度		
実	会議開催	、プログラム	央定 一		<b>→</b>								_		
実施期	予算案計	<u>L</u>			•										
間	事業実施												<b>-&gt;</b>		
	7 天 天 旭														

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	体験客数	7, 000 人 (H27 年度)	8,000 人 (H33 年度)

## 用語説明

### 着地型プログラム

都会を中心とした出発地の旅行会社が企画し、参加者を目的地に連れていく従来の「発地型観光」に対するもので、観光客を受け入れる地元が、その土地ならではの旅行プログラムを企画することが可能となる。

取組項目	②スポーツ合宿等の共同誘致・開催
協定書の	圏外の趣味の範囲でスポーツ等競技を行う団体の合宿等の受入環境整備及
内容	び誘致活動を行う。

		【番号 2-4-②	_							関係市町				
4	事業名	スポーツ合宿	音等の共同	<b>刮誘致</b>	・開催					0	0	0		
事	¥ <b>概要</b>	圏域外のスポ どの団体の合								玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町	
纪	と割分担	甲の役割	乙と連	隽して	事業の	調整及	び窓	口として	の機能を担	う。				
ער	(司力担	乙の役割	甲と連携	<b>隽•</b> 協	易力して	事業を	実施	する。						
	概算事業費 H29年度 H30年度				H31:	年度	нз	32年度 H33年度				計		
	(千円)	2,000	)		0 0			0		0			2,000	
	玉名市	1,616		0		0		0		0			616	
	玉東町	130	0			0		0		0			130	
	和水町	254		0		0		0		0		2	254	
	南関町													
補」	助制度等													
	系市町の負 の考え方	H29 年度に訓 H30 年度以降							、人口割8	0%7	で負担	旦)。		
		取組内容		H2	9年度	H30 <b></b>	∓度	H31年月	度 H32年	度	н	33年	度	
実	会議開催	、受入態勢整個	朮			<b>—</b>								
実施期	調査(補」	正予算→実施)		• -		<b>&gt;</b>								
間	予算案計	L												
	事業実施												<b></b>	

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	合宿等の受入人数	のべ 0 人 (H28 年度)	のべ 1,000 人 (H33 年度)

取組項目	③物産館ネットワークの構築
協定書の	玉名地域の特産品の認知度向上や販路拡大につながる取組について、物産館
内容	間における意見交換会等の開催を支援する。

		【番号 2-4-0	③-1 <b>】</b>								関係	市町	-
틐	<b>事業名</b>	物産館ネット	、ワークの	)構築						0		0	
事	業概要	玉名地域の物 組みについて								玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町
狐	割分担	甲の役割 乙と連携して事業の調整及び窓口としての機											
1又	刮刀 担	乙の役割	甲と連携	隽・協	力して	事業を	実施	する。					
	概算事業費 H29年度 H30年原				H31	年度	нз	32年度	H33年度	H33年度			
(	(千円) 50			600		未定未定			未	定			未定
	玉名市	50		500		未定		未定	未	定			未定
	玉東町			100		+ +	±÷ ±÷		未定				+
	和水町 <u></u> 南関町			100		木疋	未定					7	未定
補用													
	市町の負 D考え方	事務費(事務	<b></b> 房経費、	印刷	製本費	等) を	プロク	グラム内線	容等により	分担	する	0	
		取組内容		H2	9年度	H304	∓度	H31年/	度 H32年	度	н	33年	度
実	会議開催				$\longrightarrow$								
実     会議開催       施     予算案計上				•	•		•••••						
間	間事業実施												<b>→</b>
					***************************************								

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	販売額	519 百万円 (H27 年度)	571 百万円 (H33 年度)

# 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

# 3-1 圏域内における人材育成

取組項目	① 自治体職員合同研修会の実施
協定書の 内 容	圏域内自治体職員の資質向上を図るため、合同での職員研修を行う。

		【番号 3-1-(	D-1 <b>]</b>								関係市町				
喜	事業名	合同基礎研修	事業							0	0	0	0		
事	事業概要 職員の資質向上を図るため、基礎研修を合同で実施する。								玉名市甲	玉東町	和水町乙	南関町			
ζП	中177.40	甲の役割	甲が企画	回した.	研修に	乙の職	員の	参加の機	会を提供す	っる。					
坟	:割分担	乙の役割	甲が開催	崖する	研修に	必要に	応じ、	、職員を	参加させる	5.					
	算事業費	H29年度	H30年	度	H31:	年度 H32年度			H33年度	Ę	計				
(	千円)	500		500		500 500		500	500		2,5		500		
	玉名市	325	325			325		325	3	325	<i>'</i>		625		
	玉東町	50	50			50		50		50			250		
	和水町	75	75			75		75		75			375		
	南関町	50	50			50		50		50	] 2		250		
補助	助制度等														
	市町の負 の考え方	甲の研修委託 が参加費とし 5,000円。													
		取組内容		H29	年度	H304	年度	H31年	度 H32	年度	Н	33年	度		
実	接遇研修				•										
実施期間	中堅職員	研修				•	)								
間	部長・課	長研修						•							
	甲の第47	次研修計画策定	官後検討										<b>&gt;</b>		

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)			
(KPI)	合同研修会の	0人	のべ 420 人			
	参加人数	(H28年度)	(H33 年度)			

		【番号 3-1-①	_								関係	市町	-
	事業名	合同専門職研	修事業							0	0	0	0
事	業概要	専門職職員の を行う。	)資質向上	こを図	るため	、専門研	肝修の	)実施に向	可けた検討	玉名市甲	東 水 阝		南関町
犯	割分担	甲の役割	甲の役割 専門職に必要な研修の調査・研究を行い、企画した研修に乙の職員 の参加の機会を提供する。										
12	刮刀 担	乙の役割	専門職にに応じ、		置する研修に必要								
概算	概算事業費 H29年度 H30年度				H31	年度	H32年度		H33年度		計		
(	千円)	0		0		未定	未定		未	定	未		未定
	玉名市	0		0		未定		未定	未	定		Ē	未定
	玉東町	0		0		未定		未定	未	定			未定
	和水町	0		0		未定	未定		未定				未定
	南関町	0		0		未定	未定		未定		未		未定
補具	助制度等												
	市町の負 の考え方	甲の研修委託 が参加費とし 5,000円。											
		取組内容		H29	9年度	H30 <b></b>	F度	H31年原	度 H32年	F度	Н	33年	度
実	調査・研	究			$\longrightarrow$								
実 施 期	研修実施	計画策定					<b>→</b>						
削	研修の実	施											<b>→</b>

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	合同専門研修の	0人	のべ 45 人
	参加人数	(H28年度)	(H33 年度)

## 3-2 その他

取組項目	① 行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の共同設置に向けた調査研究事業
協定書の	行政不服審査における審査請求に係る第三者機関の、将来的な共同設置に向
内容	けた調査及び研究を行う。

		【番号 3-2-①-1】 行政不服審査法に係る第三者機関の共同設置調査研究事業						関係	市町	-			
1	事業名						0	0	0	0			
事	·業概要	行政不服審査法*第81条に規定する附属機関については、各市町において設置しているところであるが、将来的に当該附属機関を共同設置することにより、地方公共団体の執行機関を簡素化し、経費の節減を図り、合理的な行政運営が図れるかについて調査研究を行う。					玉名市 甲	玉東町	和水町乙	南関町			
役	割分担	甲の役割 乙の役割	第三者機	幾関の	)共同設	:置に向	けて記	調査研究	を行う。				
	算事業費	H29年度	H30年	度	H31	年度	НЗ	2年度	H33年度			計	
(	(千円)	0		0		0		0		0			0
	玉名市	0		0		0		0		0			0
	玉東町	0		0		0		0		0			0
	和水町			0				0		0			0
	南関町	0		0	0 0				0		0		
補具	助制度等												
関係市町の負担の考え方													
		取組内容		H2	9年度	H30年	F度	H31年原	度 H32年	度	Н	33年	度
実	調査研究												$\rightarrow$
実施期													
期間													
旧													

重要業績評価指標	指標	現状値 (調査時点)	目標値 (達成年度)
(KPI)	調査研究会議の	0回	5回
	実施	(H28年)	(H33年)

## 用語説明

### 行政不服審査法

行政不服審査法とは、行政庁(国、県、市町村等)の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた法律である。

不服申立てに際しては、審理の公平性及び透明性を高めるため、処分に関与しない審理 員が審理手続を行うとともに、決裁の客観性及び公平性を高めるために有識者からなる第 三者機関が審査のチェックを行うものである。

## 7 資料

## (1) 玉名圏域定住自立圏形成の経緯

- ●玉名市長が定住自立圏構想への取り組みを指示 平成26年4月
- ●定住自立圏構想に関する検討会 平成 26 年 5 月~ 市町の担当課職員で定住自立圏構想に沿って連携・協力できる取り組み内容を検討。
- ●中心市宣言 平成 27 年 7 月 3 日 平成 27 年第 3 回定例会 (6 月議会)の閉会後、市長が中心市宣言を行う。
- ●玉名圏域定住自立圏形成準備会議幹事会 平成 27 年 9 月~ 協定内容の検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構成。 必要に応じて随時開催。
- ●玉名圏域定住自立圏形成準備会議分科会 ①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥防災、⑦商工 観光、⑧環境、⑨企画、⑩総務、⑪消費生活、⑫建設、の分野毎に「分科会」を設 置し、連携して取り組む事業を検討。
- ●各市町議会において「協定の締結について」議決 平成28年6月~7月
- ●玉名圏域定住自立圏形成協定の締結 平成 28 年 8 月 8 日 1 市 3 町で協定書の合同調印式を行い、協定書を締結。
- ●第1回玉名圏域定住自立圏形成推進会議 平成28年8月8日
- ●玉名圏域定住自立圏形成推進会議幹事会 平成 28 年 9 月~ 共生ビジョンの検討・調整等を行うため、関係市町の定住自立圏担当部課長で構成。必要に応じて随時開催。
- ●玉名圏域定住自立圏形成推進会議分科会
  ①医療福祉、②子育て、③高齢福祉、④生涯学習、⑤農林水産、⑥商工、⑦消費生活、⑧建設、⑨企画、⑩観光、⑪総務、の分科会で、定住自立圏で取り組む具体的な事業を検討。
- ●第1回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成28年9月7日
- ●第2回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成29年1月18日
- ●第3回玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会 平成29年2月13日
- ●第2回玉名圏域定住自立圏形成推進会議 平成29年3月21日
- ●玉名圏域定住自立圏共生ビジョン策定 平成 29 年 3 月 23 日

## (2)中心市宣言

# 中心市宣言

玉東町、南関町、長洲町、和水町及び玉名市からなる玉名圏域は、「10世紀末頃から、現在に近い形での地域分化が進んだ」という記述が『玉名市史・通史篇』に見受けられます。この圏域は、古来より海・山・川の豊かな自然の恩恵を受け続け、暮らしやすい環境に恵まれています。14世紀初め頃には、本市の高瀬津が全国的な交通の港としての機能を持つようになり、近世においては菊池川を利用した舟での物資輸送が盛んに行われるようになったこともあり、玉名郡内の人の往来も活況を呈したようです。明治4年の廃藩置県から始まる地域の編成は、昭和、平成の各時代で繰り返されていますが、圏域内では今日にいたるまで、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体枠を超えた交流が続いております。

本市では、平成17年10月の1市3町による合併を経て、平成19年に「信頼と勇気ある改革」の基本理念のもと「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を将来都市像とする「玉名市総合計画」を策定し、市民や事業所と行政による「協働のまちづくり」を進めています。一方、圏域では、昭和45年に市町村合併前の2市8町で有明広域市町村圏協議会が設置されました。その後、圏域内の一部事務組合を複合化し、平成6年に有明広域行政事務組合が設立されたことで、医療・福祉・消防・衛生など幅広い分野で連携・協力の取り組みなど、強い結びつきがあります。

今日、我が国では少子高齢社会が急速に進行している現状に加え、「人口が減少する。」という将来的な見通しがある中、圏域においても圏域外に人口が流出しないよう、その地域的特色を活かしながら、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域をつくることが必要となってきます。各自治体の取り組みをより効果的なものとするには、自治体同士の連携をより強化し補うことで、地域住民の暮らしにおいて不足する機能を確保し、圏域全体の社会・経済活動の活性化に寄与する取り組みを行うことが不可欠と考えます。

今後の玉名圏域発展のために、本市が、「定住自立圏」を形成する中心的な役割を担い、圏域自治体の力を結集し、都市機能や生活機能の充実を図ることをもって、圏域住民の郷土愛を育む「いつまでも住みたいまちづくり」の実現を目指し、定住自立圏構想における「中心市」として、率先垂範して取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成27年7月3日

玉名市長 髙嵜 哲哉

## (3) 玉名圏域定住自立圏形成協定書

## ① 玉名市と玉東町の協定書

#### 定住自立圏形式協定書

玉名帝(以下「壁」という。) と玉薫町(以下「乙」という。) は、次のとおり 定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

(冒約)

第1条 この協定は、中心市寛雪(定住自立護博物権進撃額(平成20年12月2 6日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「要績」という。) 第4(1)に 规定する中心市宣賞をいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に 養尚したことの間において、甲及び乙の区域全体の住民権征の向上及び地域振興 を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に援定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次 条に規定する政策分野における取組について、相互に役割を分担し、協薦及び連 携を綴り、共岡し、又は補完し合うこととする。

(牽擦する政策分野等)

- 第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野にお ける取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げ る政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別変第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第。

(高端執行及び番用会担)

- 第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における数組に係る事務の執行に当た っては、相互に連携し、又は協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び 養用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定め るものとする。 (協定の変更)
- 第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の 議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この割定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決 を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。
- 2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを置する書類を添えて書頭 により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した 日にその勢力を失う。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保

平成 28 年 8月8日

甲 玉名市岩崎 1 6 3 番地

玉名市



乙 玉名郡玉東町大字木葉 7 5 9 番地

玉東町



别表第1 (第3条關係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

股級事項	股組内容	甲の役割	この役割
利.幼児鏡 診に従事	乳幼児健診に쒡わ る小児科医が不足し	乙及び関係機関と連携 して、健診に係る小児科	甲と連携し、健診に係 る小児科医の確保及び競
する専門	ている現状を解決す	医の確保及び健診の質の	診の質の向上に取り組
医の確保 と継訟の	るため連携して小児	由上に取り組む。	Đ.
智の向上	料復の確保に取り組 む。		
MANAGE	走た、建設従事省		
	の研修等雑誌の質の		
	約上に置する施策に		
	取り組む。		
子院接種	予防接維事務の四	乙及び陽孫機関と連携	甲及水環係機関と連載
業務の海	潜化・適正化を目的	して、予防接種事務の充	して、予防接種事務の家
挑	とした担当者金銭を	実に向けた検討・研究及	実に向けた検討・研究及
	行い、制度変更への	び凋整を行う。	び調整を行う。
	対応や接種率向上に		
	向けた取線を連携し て行う。		
	673.74		

<u>-</u>	1845 7.8.			
1	收組事項	胶铝内4-	甲の役割	乙が夜割
	予管で充実	糖味において、子 育て実施になるして、 子どもを育てる解説 を創るために 相互 別用が可能な事業に ついて広波に 液を図る。 主で関係の人材育成 や子質で関係が関係的。 ネットワーク化等に 家り組む。	甲が実施する子ども大 で支援等のような。 な利用が可能が変化する。 は利用が可能が変化する。 な利用が可能が変化する。 なインマンスに関係を なた、こ及ですで等で は機能をの変強。受質の関係 機能をの取れつよう。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	こが実施するテぞら、 で支援が可能な機能もいる。 が、
3	□暖包括 アアの光	認知症施策の向上 や医療介護連携の体	認知疾施策の向上や您 確介護連携の体制整備を	甲の主宰する協議会に 参照し、甲及び関係機関:
13	e :	制推備を修進するた	保護するための調査・研	と連携して必要な事務を

のの調金・研究を行 「死を行う協議会を主宰 行い、地域包括かう協議会を設け、也 し、乙及び関係機関と連 実に取り組む。 域包括ケアの充実に 携して地域包括ケアの充 資する取組を推進す 実に取り組む。	アの充
---	-----

3 教育

取組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の 図書館の 相互利用	圏域内の図書館に おける相互利用を図 り、圏域住民の教養 の向上に取り組む。	乙及び関係機関と連携 して、圏域住民の圏域内 図書館の相互利用を推進 する。	甲と連携して、圏域住 民の圏域内図書館の相互 利用を推進する。

A 高紫經費

4	<b>厘米恢</b>	PE .		
更	組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
希	規就機 望者へ 支援	圏域内における新 規就農希望者への支 援に取り組む。	就農に係る研修受入先 を発掘し、及び確保し、 乙と情報の共有を図り、 園域内での就農を希望す る圏域住民を支援する。	この区域内において就 農に係る研修受入先を発 想し、及び確保し、甲と 情報の共有を図り、圏域 内での就農を希望する圏 域住民を支援する。
業を有の	林に及害捕惰 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	各地区での対策に 加え、個域・連携と で農林水産物に被害 を及ぼす鳥獣の補渡 や被割む。 また併せて、補優 された鳥獣の処置に は名対策についての 調査及び研究を行う。	こと協力して、農林木 底物に被害を及ぼす有害 島駅に対する的議対策を 図り、併せて、捕獲され た鳥駅の処置に係る対策 についての調査及び研究 を行う。	甲と農林大盗物の店舗 提有を図り、連携して ま有を図り、連携して る。 また併せて、捕爆され た島獣の処置に係る対策 についての調査及び研究 を行う。
企	域地場 業へ 労支援	地元城市の教にのの教になった。 地元城市の地場を立て住民等の地場域では民族の地場をなど、側域なるど、の制造が大きた。 東きなど、教達機して図るとともに、 はなりる。 はなりる成分を推進してのなった。 はなりる成分を推進してのなった。	乙及び地場企業と連携 して就業機会の創計を図 るとともに、個域内にお ける就労を推進する。	甲及び地場企業と連携 して放業機会の創出を図 るとともは、曖昧内にお ける就労を推進する。

5 その他

取組事項	取組內容	甲の役割	乙の役割
消費生活 相談窓口 の体制整 備	匿域における安心 国域に対する安心 原体と、関係ない、 原体ので消に実施者できる。 所できる。 所できる。 所できる。 所できる。 所できる。 所できる。 に関係とし、 ので消に実施者できる。 に対している。 にがしる。 にがし。 にがし。 にがし。 にがし。 にがし。 にがし。 にがし。 にがし	乙と連携し、圏域内で 高速できるよう。消費者行 政等の情報交換を行い、 相談(職)員の資質向上 に資する取組を企画し、 調整を図る。	甲と連携し、團縁内で 注重性が 能できるよう、消費者で 該できるよう、消費者で 数等の情報交換を行い、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 の の の を り の は の ら の は の ら の は の ら の は の ら の ら の り る り る り る り る り る り の の の の の の の の

別表第2 (第3条関係) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 1 交通インフラの整備

取總事項	散經內容	甲の役割	この役割
有別海沿 岸道路の 早期整備 促進	閣場外から玉名閣 域への観景や物流に 大きな影響があると 起われる。 の全象顕著 着 質道路 が の が の を り が る の を り る を り る 、 る を り る 、 る を り る 、 る を り る 、 る を り る 、 ら る り ら 。 と う る き を う を う を ち を ち を た を ち を た を た を た を た を た を た	乙及び近霧自治体と連 携して、「有明液治岸道 緒」の全線便強に向け て、間係機関への要望活 動に取り組む。	甲と連轉し、「有明確 沿岸道路」の全無額通に 向けて、関係機関への要 運活動に取り組む。
広城の道 路整備促 連	住民生活の利便性 向上に関連する道路 整備を計應、実施す る。	乙及び隣條機関と連携 し、住民生活の利便性向 上や側延外へのアクセス 機能向上に関連する逆路 の整備を計画・実施す る。	甲及び類係機勝と連携 し、住民生活の利便性向 上や関域外へのアクセス 機能向上に関連する選絡 の整備を計画・実施す る。

#### 2 地域公共交通

^	400	* .74.722		
	取細事項	取紙内容	単の役割	乙の役割
	公共登류 の継便性の 利便なび活 性化	特終可能な地域公 类突急網の形成に向 けた基幹公共交通の 機能強化や特便化の 肉上及び活性態を選 変・検討・実施す る。	乙及び近隣自治体地で に交通事業者等の制工者 等上協議・調整を認りな がら、地域公共交流線の 維持や利便性向上及び活 性性のための取組や課題 を調査・検討・実施す る。	甲及び近隣自恰体並行 に交通事業者等の関係者 等と認識・顕軟を図りな がら、地域公共交通期の 維持や利便性肉上及び活 性化のための取載や課題 変重・検討・実施す る。
	3	1		

#### 3 懐城内外の住民との交流及び移住の促進

收組事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住の促進	艦隊への移住・定 住を促進するため、 連携しての取録を行 い、傷膏部等へ優成 の魅力を情報意信す る。	乙及び個領道器町と港 機して、都市圏等で開催 される移作性和粉念等や への参加、かるいは圏域 合同による同情が多と等心 全種・関係することを適 して、関域の在環境を建 力を情極発信し、鋼域へ の移信定住の促進に取り 組む。	甲及び関係近隣町と推 港上で、都市機等で開催 をおれる修改に相談会で への幸加を通して、圏域 の住譲策の魅力を情報を 信し、圏域への修体定住 の促進に取り組む。

窓き家バ	圏外からの移住・	乙及び連携近緯自治体	甲及び連携近獨自治体
ンク制度	定核希望者の多様な	の変き家及び分譲宅他請	の空き家及び分譲宅地情
等の臨域	器住職権の要望に迅	報等を共有し、甲の本一	報等を共有し、乙のホー
活用	速に対応するため	ムベージ等で情報提供を	ムページ等で情報提供を
	に、連携近隣自治体	行う。	行う。
	間で空き家情報等を		
	共有した上で、希臘		
	者に情報提供する。		
}			

### 4 観光等の推進

敗級奪項	敗組内容	甲の役割	乙の役割
着地型プログラム の形成	慶康の豊かな交流 資盛の保金と活用を 豊指し、「滞在型観 光」のプログラムを 作成し、観光等等の 誘致を図る。	乙及び関係機携との協 総をもって、園域内の観 光に保る「体験型プログ ラム」を作成し、観光客 等の誘致を図る。	甲及び関係機関との 協議をもって、圏域内の 観光に係る「体験型プロ グラム」を作成し、観光 客等の誘致を図る。
スポーツ 合宿等の 共岡譲載 ・関催	網外の趣味の範囲 でスポーツ等競技を 行う団体の合宿等の 受入環境警備及び終 致活動を行う。	乙及び漆橋近隣自治体 と共間で、スポーツ等線 技を行う団体の含宿等の 受入嚴端整備及び誘致活 動を行う。	申及び連携近隣自治体 と共留で、スポーツ等競 役を行う団体の合宿等の 受入環境整備及び誘致活 動を行う。

別表第3(第3条製祭) 関域マネジメント能力の強化に係る政策分野 1 関域内における人材育成

٨	8 38 38 37 40 11 O VAI H H V				
	改組事項	鞍额的军	単の役割	乙の役割	
	自治体職 自合同研	鋸城内自治体職員 の餐質向上を図るた	職員の資質向上に費す ることを目的として企業	職員の資質向上に響す ることを目的として、単	
	修会の実	め、合同での職員研	した研修等に、乙の職員	が実施する職員研修に、	
	施	権を行う。	等が参加する機会を提供	乙の必要に応じて職員を	
			する。	参加させる。	

敗組事項	版組内容	甲の役割	乙の役割
行審力 3 体	行發不服審査にお ける審查請求に係る 第三者條関の、 持来 的な共同設定に向け た調直及び研究を行 う。	乙及び近隣自治体と連携して、行政小服等部に 男して、行政小服等部に 当ける審定等なに限る等 三番機関の、特実的な井 同設策に同けた調査及び 研究を行う。	平上連携して、行販不 服審度における審査請求 に振る第二番機関の、 接続な共同設置に向けた 審査及び研究を行う。

#### **(2**) 玉名市と和水町の協定書

#### 定住自立醫形成協定書

玉名市(以下「耶; という。) と和水町(以下「乙」という。) は、次のとおり 定住自立圏の形成に関し協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣書(定住自立園構想推進要綱(平成20年12月2 6日付け総行応第39号総務率務次官通知。以下「要綱」という。) 第4(I)に 規定する中心市寛雪をいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市富責に 養同した乙との間において、甲及び乙の区域全体の住民福祉の向上及び地域張興 を図るため、定往自立圏を形成することを目的とする。

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の遊成のために定住自立圏を形成し、次 条に規定する政策分断における取組について、相互に役割を分担し、協調及び連 機を図り、共同し、又は補完し合うこととする。 (連携する政策分野等)

- 第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野にお ける取組事項、取組内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げ る政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- ② 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3 (客際銀行及び費取負担)
- 第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当た っては、相互に連携し、又は協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び 費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定め るものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の 議会の議決を経た上でこれを定めるものとする。

(協定の廃止)

- 第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決 を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。
- 2 前項の規定による通告は、議会の議決があったことを指する書類を添えて書面 により行うものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した 日にその効力を失う。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保 有する。

甲 玉名市岩崎163番地

玉名市



乙 玉名郡和水町江田3886番地

和水町

代表者 和水町長



测贵第1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

取組本項	散凝内容	単の役割	乙の役割
乳効児健 作にある。 は本 の は は の に る の は 終 の に る の は 終 の を る の に る た る た る た る の に る り の に る の の と る の の と る の の と の の と の の と の の の と の と	引急発酵診に携む る小児特征が解決し ている現状を解決するため連携している理様して取り 利性の確保に取り 料性の確保に取り また、機能経準者 の研修等等診の質か 向上に費する感常に 取り組む。	こ及び関係機関と連携 して、難診に係る小児特 板の機像及が健診の質の 向上に取り細む。	甲と連携し、雑診に採 るか原料医の確保及び他 診の質め向上に殴り報 む。
予防接種 業務の連 携	予防接種事務の円 滑化・適当者を到的 とした担当者変更への 対応や接種率向上に 向けた取組を連携し て行う。	乙及び関係機関と亚携 して、予助接種事務の完 実に向けた検討・研究及 び調整を行う。	甲及び勝係機関と連携 して、予砂接種率務の光 実に向けた検討・研究及 び調整を行う。

2 福祉

版組事項	鞍織內容	甲の役割	乙の役割
予育で競突	圏域において、テ 学で家庭とできるして 学子どもを何るの様と 利用が可能な動物のでは の場合のないでは の場合のないでは の場合のないでは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは の場合のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	申が実施すご子どもテ すった。 最初用が可能と事業につ という。 は、ことのと認知します。 という。 は、ことのと認知します。 は、ことのと認知します。 は、ことのと認知します。 は、ことのと認知します。 は、ことのという。 は、ことのとのという。 は、ことのとのとのという。 は、ことのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとの	とが実施する子どもデ で支援等の多数。 で支援等の多数。 で支援等の多数。 で支援等の多数。 で支援等の数数をともなる。 の生性要なる数数をとうない。 をた、即かかとのは、 をた、即かかとのは、 をた、のかかなが、 をた、のかかなが、 をは、 をた、のかかなが、 をは、 をないる数数を対するでは、 をないる数数を対するでは、 をないる数数を対するでは、 をないる数数を対するでは、 をないる数数をを対するでは、 をないる数数をを対する。 をは、 をないる数数数を対する。 をは、 をないる数数を をないる数数を は、 をないる数数を をないる数数を をないる数数を は、 のののののでは、 のののできないる。 のののできないる。 ののできない。 ののでを、 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののでを、 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののでを、 のので
地域包括 ケアの充 実	認知症施策の向上 や医療介護連携の体 郵整備を促進するた	認知振施策の向上や例 策介護連携の体制整備を 促進するための調査・研	甲の主象する協議会に 参類し、甲及び関係機関 と連携して必要な事務を

めの襲査・研究を行 - 党を行う 協議会を主宰 - 行い、地域信修ケアの完 う協議会を設す。 地 域包修ケアの北京に 資する数程を推進す。実に取り組む。 実に取り組む。

3 教育

级细事項	取組內容	単の役割	乙の役割
関域内の 図書館の	機域内の図書館に おける相互利用を図	乙及び緊係機関と連携 ノブ 顕越住邸の開始内	甲と連携して、園域生 民の間域内図書館の相互
和互利用	り、簡単住民の教養	図書館の相互利用を推進	
	の向上に取り組む。	<b>する</b> 。	

4 産業振期

- 69	200 ME 182 S	PIL.		
	散粗事項	敗組内容	甲の役割	乙の役割
	新規就機 希望者へ の支援	圏城内における新 規蔵農希望者への主 遂に敬り組む。	就處に係る研修受入完 を業縁し、及び確保し、 乙と情報の共有を図り、 随城内での雑勝を希望す る際域住民を支援する。	この区域内において敦 農に係る研修党入先を発 郷し、及び施梁し、甲と 情報の共存を図り、副城 内での就勝を希望する綱 域住民を支援する。
	<ul><li>執 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>	各地区での対策に 加え、間線で連携し 工業外本部に被害 を及ぼす島駅の補線 や報話に対策に取り 理た併せて、輸強 された局勢の処態に 係る対策についての 調査及び研究を行う。	乙と祭力。で、農林水 施物に被害。及ぼすれ背 島僚に対する防護対策を 図り、併せて、植暖され た島敵の処置に係る対策 についての調査及び解究 を行う。	事と趣味水産物に被害 を及ばす有害島銀の情報 非有を関り、連携して 機構を認めの防臓対策を図 る。 また針せで、頻優とれ た融歌の処臓に係る対策 だついての調査及び研究 を行う。
	勝城地場 企業への 鉄労支援	地元での鉄路を望 む関連住民等に対し て、関策のの連場会 達を知る鉄線会を提供で するなど、連携して 就業機会の創出を別 るとともに、関域内 における執着を推進 する。	乙及び蛇粉企業上達棋 して設業機会の創出を図 るとともに、運転内にお ける健労を推進する。	甲及び地場企業と連接 して就業務会の創出を図 るとともに、優嫁内にお ける競労を推進する。

5 その他

散級事項	取組内容	甲の後額	この役割
消費生活 和級窓口 の体制整 備	関級における古の 生生活ける古の 生生活を発揮をし、測数 内で消費を指する。 対力 対力 対力 対力 対力 対力 対力 対し 変数 を行い 数 を が 数 を の で の で の 数 を が 数 を が を が 数 を が の で が り 、 、	乙と連携し、藤城内で 資費生活相談が同僚に実 施できるよう。 消費者件 政等の情報支傷を行い、 相談(緩) 長の質質向上 に資する取組を企應し、 調整を図る。	甲と連携し、隔域内で 消費作品和級が円滑に実 施できるよう。消費者行 軟等の情報交換を行い、 相談、銀の役貨所は を推進するため関係機関 への研修販達を実施す る。

別表第2 (第3条関係)

新びつきやネットワークの強化に係る政策分野 1 交通インフラの整備

取經事項	取組内容	単の役割	この役割
有別海沿 岸遊路 岸別整備 促進	(額線外から派名器 減への緩光や物変に 大きな影響がある。 気われる「育明線開通 に向けた諸要望活動 を実施する。	乙及び近韓自治体と連 携して、「有明海沿岸道 路」の全線機器に向け て、関係機器への要望活 動に取り組む。	中と連携し、「有明満 俗岸遊路」の全線開通に 向けて、関係機器への要 電話動に取り組む。
<u>広</u> 城の道 路整備促 進	住民生活の利便性 向上に関連する道路 整備を計画・実施する。	乙及び関係機関と連携 し、住民生活の和候性向 上や傷域外へのアクセス 機能向上に関連する道路 の整備を計画・実施す る。	甲及び関係機関と連携 し、住民生活の利便整向 上や護域外へのアクセス 機能向上に関連する道路 の整備を計画・実施す る。

2 地域公共交通

取組事項	取組内容	甲の殺割	この役割
公共交通 公の維持、 利便性向 上及び括 性化	持續可能な地域公 共交通網の形成三向 対立無幹公共交通の 機能強化や利便性の 向上及び苦性化のた めの取納や課題を護 査・検討・実施す る。	乙及び近隣自治体定び に交通事業者等の関係者 等と独議・調整を閉りな がら、地域公共交通網の 維持や利便性向上及び活 性化のための取組や課籍 を調査・検討・裏地す る。	甲及び左隣自治体並び に交通事業者。立刻保等 等と協議。 がら、地域公共交通額の 維持のための取組や課題 住住のための取組や課題 を調査・検討・実施す る。

3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事項	取総内容	甲の役割	乙の役割
移住定住 の保滞	圏域への移住・定 住を保護するため、 連携しての数値を与 い、都市部等へ選載 の魅力を情報発信す る。	○及び関係近隣町と選 等して、参加接等で関係 される移住定に相談会等 への参照。あるいは関係 合同による同程談会等を 企画・開催するこの程 が、 の移住定任の保備に報う の移住定任の保備に取り 組む。	甲及び関係近隣町と連 様して、都市園等で開催 とれる移住定住和政金坡 への参加を通して、報金 の住環境の魅力を情報発 信し、覆域への移住定住 の促進に数り組む。

4 観光等の推進

数經事項	取組内容	甲の役割	乙の役割
着地型ブ ログラム の形成	膨吸の豊かな空流 資際の保全と語問を 日接し、「滞在型機 光」のプログラムを 作成し、観光客等の 誘致楽園る。	乙及び関係機関との協 総をもって、関域内の観 光に揺る「体験型プログ ラム」を作成し、観光客 等の誘致を響る。	申及び関係機関との 機器をもって、緩緩内の 機変に係る「棒撃型プロ グラム」を作成し、観覧 客等の誘致を図る。
スポーツ 合宿等の 共詞講教 ・雛傑	個外の趣味の範囲 でスポーツ等離技を 行う団体の合宿等の 受入徽榮整備及び誘 数試験を行う。	る及び連携近隣自治体 と共調で、スポーツ等線 技を行う団体の会宿等の 受入頻頻整備及び誘致情 動を行う。	甲及び連維近隣自治体 と共同で、スポーツ等額 技を行う団体の合務等の 投入環境整備及び終致活 動を行う。
物産館ネ ットワー クの構築	玉名地域の特産品 の認知度向上や販路 拡大につながる取締 について、物産無額 における重复交換会 等の開催を支援す る。	乙と連携し、物廃輸間 の協力体制の構築に向け た支援を行う。	甲と連携し、物産館間 の総力体制の構築に向け た支援を行う。

別表第3 (第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 鑑城内における人材育成

取組事項	取絕內容	壁の役割	乙の役割
商治体職 員合問研 権会の実 施	圏城内音油体職員 の資質向上を図るため、合同での職員研 を合う。	した研修等に、この職員	職員の資質向上に資す ることを目的として、單 が実施する職員研修に、 この必要に応じて職員を 参加させる。

-	-C 4/18			y
1	取組等項	股組内容	甲の役割	<b>本の役割</b>
	行政不服	行政不服審査にお	乙及び近隣自治体と連	甲と連携して、行政不
1	審査にお ける審査	ける審査請求に保る 第三者機関の、将来	携して、行政不服審査に おける審査請求に保る第	服審室における審査請求 に係る第三者機関の 将
	請求に保	的な共同設置に向け	三者機関の、将来的な共	来的な共同股盟に向けた
	お祭三者	た調査及び研究を行	湯設置に向けた調査及び	調査及び研究を行う。
	機関の共 例設置に	5.	研究を行う。	
1	向けた調			
	查研究率			
i	楽			
- 1		L		L

## ③ 玉名市と南関町の協定書

定住自立圏形成協定書

至名市(以下「里」という。) と南陽町(以下「乙」という。) は、次のとおり 定往自立器の形成に関し協定を締結する。

(ELS/E)

第1条 この協定は、中心市宣言(宣佐自立圏構想推進業綱(平成20年12月26日付け総行政第3号総務事務次宣通年、以下「栗綱」という。)第4日に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同したことの側において、甲及び乙の区域会体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、近往自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に現定する目的の達成のために定住自立體を形成し、次 条に規定する政策分野における敗組について、相互に役割を分損し、協調及び連 携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

- 第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次に掲げるとおりとし、当該政策分野にお ける取租事項、取組内容及び当該重組に係る甲及び乙の役割は、次の各号に掲げ る政策分野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの極化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表象3 (事務執行及び費用負担)
- 第4条 甲及び乙は、誇条に定める政策分野における取組に係る事務の執行に当たっては、相互に連携し、又は協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び 費用の負担について、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上定め るものとする。
- (協定の変更) 第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、あらかじめ甲及び乙の 議会の議決を経たよでこれを定めるものとする。
- 第6条 甲又は乙は、この綿定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決 を経た上で、その旨を他方に連告するものとする。
- 2 前項の規定による適告は、議会の議決があったことを経する書類を添えて帯面 により行うものとする。
- 8 この落定は、第1項の規定による選告があった日から起算して2年を経過した 旨にその効力を失う。

(協議)

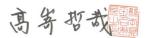
第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保 有する。

平成 28年 8月 8日

甲 玉名市岩崎163番地

玉名市 代表者 玉名市長



乙 玉名郡南関町大字関町1316番地

南盟町

代表者 南関町長



別表第1 (第3条關係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 凝癬

E 20.000			
取組事項	<b>海維内容</b>	甲の役割	この役割
乳効児 は で なの は の の を の を の を の を の を の を の を の の を の し と の り と り の し と り の し と り の し り り り り り り り り り り り り り り り り り	乳効果健能に携わ る小児科技が不限し ている現機している 現機して小児 料医の確保に取り組 む。 また、健診従事者 の研修を資する施策に 取り組む。	乙及び関係機関と連携 して、健認に係る小児科 医の確保及び健認の質の 向上に散り組む。	學と應應し、健診に保 る小型科医の確保及び騰 診の質の向上に取り級 む。
予防接種 業務の連 機	予防接種事務の円 滑化・適正化会を置め とした相談を選べの 対応や被組を選挙の上に 向けた取組を連携し て行う。	乙及び関係機関と連携 して、予能接種事務の充 実に向けた検討、研究及 び調整を行う。	甲及び関係機関と意念 して、予防接種事務の売 実に向けた検討・研究及 び調整を行う。

2 福祉

取組事項	散組內容	甲の後割	乙の役割
子復の充炭	劉城において、子 等年家庭でならして 子どもを育てる関係 を削るためた。 株直 利用のではなる実践に また。 本記の 金原の 全原の 全原の で、 の場所では 一般原の人材有元 や子育で関係機関の 本を「の子で、 の子で、 の子で、 の子で、 の子で、 の子で、 の子で、 の子で、	甲が実施する子どもデ で支援事業のうち、広い 解削用が可能な事業について、ことの機能を いて、ことの機能を で等業保険を で等業保険を に 体機能を に を 機能を の に に に に に に に に に に に に に に に に に に	るが実験する子ども、 で支援等の多ち、広の 解制用が開始を構造もあった。 に、一般では、 をは、 をは、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに
地域包括 ケアの充 実	<ul><li>認知症施強の向上</li><li>で医療介護連携の体</li><li>制整備を促進するた</li></ul>	認知底魔策の向上や医   理介護連携の体制整備を   保強するための調査・研	甲の主宰する協議会に 参薦し、甲及び関係機関 と連織して必要な事務を

めの商者・研究を行 | 先を行う協議会を主幸 | 行い、地域包括ケアの克 う協議会を設け、地 | し、乙及び野様観覧と徳 実に取り組む。 後担哲ケアの支に 横 | 大地域と語かアの光 音する最初を推進する。 実に取り組む。

3 教育

敬組事項	版組内容	単の後期	この役割
腰城内の 図書館の 相互利用	極域内の図書館に おける相互利用を図 り、緩域住民の教養 の向上に取り組む。	乙及び開係機関と連携 して、膨峻住民の簡城内 図番館の相互利用を推進 する。	申と遊逸して、随域住 民の関域内図書館の報互 利用を推進する。

4 産業振興

-	E8 98 98 5	14		
	取继事项	叛組內容	甲の役割	乙の役割
	新規就器 希望者へ の支援	圏城内における籍 規就製希望者への支 様に取り組む。	駐襲に保る研修受入先 を発揮し、及び確保し、 乙と情報の共有を留り、 捌破内での銃機を希望す る艦城住役を支援する。	乙の区域内において発 機に係る研修党入先を発 搬し、及び確保し、甲と 情報の共有を図り、 圏域 内での就農を希望する圏 域住民在支援する。
	農林水産 農業を有い を を の で で で の で で の の で の の で の の の の の の の の の の の の の	る地区での対策に が定、施安で落実し に要本なが能に接っ を及ぼす高級の相響 や確認し、 また併せて、捕獲 された島族の処質に なる分策にいての 調査及び研究を行う。	ると協力して、農林ナ 市の総合を及ぼす有き。 島駅に対するお譲渡対策を 超り、併せて、精疲され た島駅の発配に係る対策 についての調査及び研究 を行う。	甲上職林大産物に被害 生活・活準函数の情報 共有を関う、連携して機 株大産物の防護対策を図 る。 ま作せて、機嫌され た島融の処理に係る対策 についての調査及の研究 を行う。
	圏域地場 企業 完 文 授 と 授 と と の の の の の の の の の の と の と の と	地域な住民の厳酷な対し た部級な住民等の地場位 支援を知ると、 変を知ると、 変を知ると、 変を知ると、 の選系を 変を知ると、 の選出を の選出を の選出を の選出を の選出を の記述で のこので の の の の の の の の の の の の の	乙及び地場企業と連携 して就業機会の創出を図 るとともに、個域内にお ける処労を推進する。	甲及び地場企業と連携 して募業機会の創出を図 るとともに、圏域内にお ける維力を推進する。

5 その他

取組事項	版級內容	甲の役割	乙の役割
海費生活 権務意口 の体制整 備	関域における表も。 域に割する表も。 安全を経験を注し、 独立で消費生活・ に関係をし、 に関係をし、 に関係をした。 に対象を にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	乙と連携し、縮城内で 消費生活相級が別得に宴 施できるよう。消費者行 政等の情報交換を行い、 但鼓(毀) 員の管質向上 に管する取組を企画し、 調整を図る。	押と連携し、開版内 法を達得し、開版内 法できるよう、消費者の 設等の情報交換を行い、 相談(総)提の容弱系規 が同当と を推議するため開係規模 への研修研査を実施す る。

別表第2 (第3条関係) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 1 交通インフラの整備

散綴搴嚷	放銀内容	甲の役割	乙の役割
有準衡沿 岸道路の 早期態備 促進	瀬成外から玉名圏 城への軽差等物高に 大きな影響があると 思われる「音楽器画 送道路」の全線調通 に向けた諸要線活動 を実施する。	乙及び近隣自治体と遊 務して、「有明商沿埠道 路」の全線開係に向け て、別係機関への要望活 動に取り組む。	甲と連線し、「有明海 沿岸道路」の全線関連に 向けて、関係機関への優 延活動に取り組む。
広域の道 路整備促 進	住民生活の和便性 向上に関連する道路 整備を計画・実施す る。	乙及び関係機関と連携 し、住民生活の利要性向 上や関域年へのアクセス 機能向上に関連する道路 の整備を計劃・実地す る。	甲及び関係機勝と連続 し、住民生活の科便性向 上や腰域外へのアクセス 機能向上に開連する消路 の整備を計画・実施す る。

#### 2 地域公共交通

取紙事項	取組內容	甲の役割	乙の役割
公英交通 の維持、 和側性向 上及び活 性化	持統可能な地域公 其交通網の形成に向 けた基幹公共交通の 機能強化や前性化の 向上及び活性化のた 調査・検剤・実施す る。	乙及砂式鍋自治体塗浴 に交通主業者等の関係者 等と協議。調整を図りな がら、地線公共交通があ がら、地線公共交通が がら、地線公共交通が 性性のための取組や課題 性性のための取組や課題 を調査・検討・実施す る。	甲及び近隣自治体療法 に交通事業者等の機係うな がら、推議会共会選到の 維持や利根性両上及び活 強化のための散組や課題 を課金、検討・変施す る。

#### 3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

取組事實	取組内容	甲の役割	乙の役割
移住定住 の提進	関版への移住・定 住を促進するため、 連携しての取組を行い、 様子部等へ優様 の魅力を情報差部す る。	乙及び傷除近隣町と連 拠して、都市園等で情報 される移住立住用飲金等 への参加、あるい民継域 合同による同時度等を 金浦、開催することを適 して、圏域の住業地の魅 力を情報発信し、継城へ の移住定住の復連に取り 却む。	単及び関係近隣町と選 携して、都市関等で開降 される移住を担談会 への参加を通して、 個域 の住職策の魅力を情報発 信し、 選級への移住定住 の促進に歌り戦わ。

空き深べ 個外からの後位・ 乙及び建構建商告結体 甲及び連携走論自治体 シタ解質 定住希望者の多様な の空き豪東び分漢電地館 の空き豪東び分譲宅地館 の空き豪東び分譲宅地館 郷等を共和し、元のよう ムページ等で情報提供を 行う。 実務近陽自治体 間で空き家房編巻を 連有した上で 希望 者に依頼提供する。

""	e May Control of the Control							
	後艇事項	敗組內容	甲の役割	乙の役割				
	養地型プ	関域の豊かな交流	乙及び関係機器との協	甲及び関係機関との				
			満をもって、響威内の観	協議をもって、圏域内の				
	の形成		光に係る「体験型プログ					
		光」のブログラムを	ラム」を作成し、観光客	グラム」を作成し、観光	i			
		作成し、観光客等の	等の誘致を図る。	客等の講教を図る。				
-		総数を例と						

別表第3 (第3条関係) 運破マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内における人材育成

取組事項	取組件器	単の役割	この役割
自治体権 員合同研 修会の実 施	閣域内自治体職員 の資質向上を図るため、合同での職員研 修を行う。		職員の备質お上に資す ることを目的として、甲 が実施する職員研修に、 この必要に応じて職員を 参加させる。

#### 2 その他

行政不服 等級大部 ける審査 第二条機関の、相表 の第二条機関の、 の第二条機関の、 の第二条機関の、 の第二条機関のより の第二条機関のより の第二条機関のより の第二条機関のより の第二条機関のより の数と同盟電に向けた の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数と可求を行う。 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数との対す、 の数とのが表 の数との対す、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	取維事項	散報内容	甲の役割	乙の役割
	審け2 変る状態関数けが 変る状態関数けが 変数を が の の で の が に っ に っ ま に っ ま に っ ま に っ ま り た り に り れ に り れ に り れ に り れ に り れ り れ り に り れ り れ	ける審査請求に係る 第三者機関の、将来 的な共調設置に向け た調査及び研究を行	<ul><li>続して、行政不服審査に おける審査請求に係る第 三者機関の、特来的な共 同設置に向けた調査及び</li></ul>	に係る第三者機関の、得 来的な共開設置に向けた

## (4) 玉名圏域定住自立圏形成推進会議規約

### 玉名圈域定住自立圈形成推進会議規約

(名称)

第1条 本会議は、玉名圏域定住自立圏形成推進会議(以下「推進会議」という。)という。

(目的)

第2条 推進会議は、玉名市、玉東町、和水町及び南関町(以下「構成市町」という。) が定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次 官通知)における定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)に基づく 事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(組織及び所掌事務)

- 第3条 推進会議は、構成市町の市長及び町長を委員として組織する。
- 2 推進会議に会長を置き、玉名市長をもってこれに充てる。
- 3 推進会議の会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、合意形成を図るものとする。
  - (1) 共生ビジョンに関すること。
  - (2) その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること。

(会議)

- 第4条 推進会議は、推進会議の会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 推進会議の会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 推進会議に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、構成市町の広域行政を所掌する部長又は課長をもって構成する。
- 3 幹事会に会長を置き、玉名市企画経営部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、幹事会の会長が招集し、会議の議長は、幹事会の会長がこれにあたる。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整するものとする。
  - (1) 推進会議又は共生ビジョン懇談会に付議すべき事項に関すること。
  - (2) 推進会議からの指示事項又は共生ビジョン懇談会からの指摘事項に関すること。
  - (3) 共生ビジョンに基づく事業の執行に関すること。
  - (4) その他幹事会において必要と認めた事項
- 6 幹事会の会長は、必要に応じ、幹事会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(分科会)

- 第6条 幹事会に分科会を置く。
- 2 分科会は、担任事項に関連する構成市町の職員をもって構成する。
- 3 分科会に会長を置き、分科会を構成する職員の互選により選任する。

- 4 分科会に副会長を置くことができる。
- 5 分科会は、担任事務について調査し、研究し、及び立案するものとする。
- 6 分科会の会長は、必要に応じ、分科会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議、幹事会及び分科会の事務局は、玉名市に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、玉名圏域定住自立圏形成の推進に関する事務の 必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成28年8月8日から施行する。

## (5) 玉名圏域定住自立圏形成会議推進体制

### 玉名圏域定住自立圏形成推進会議

【構成員】玉名市、玉東町、南関町、和水町4市町の首長

- 【役割】◆定住自立圏共生ビジョンに関すること
  - ◆定住自立圏共生ビジョンの進行管理に関すること
  - ◆その他定住自立圏構想の推進に係る重要事項に関すること

### 幹事会

【構成員】4市町の定住自立圏構想担当部課の長

- 【役割】◆定住自立圏構想共生ビジョンの検討・調整
  - ◆推進会議からの指示事項の調整・検討
  - ◆推進会議への報告

## 分科会

【構成】各想定連携分野に関連する5市町の担当課

【役割】◆各分野の連携案について事業化・実施

計13分科会

保健医療、子育て、高齢福祉、生涯学習、農林水産、消費生活、 防災、建設、企画、商工、観光、環境、総務

## 共生ビジョン懇談会

事務局: 玉名市企画経営部企画経営課

【役割】◆推進会議、幹事会、分科会及び共生ビジョン懇談会の運営

# (6) 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

※ 任期:平成28年9月7日から平成30年9月6日まで ※ 順不同

	氏 名	備考(所属、勤務先等)	備考
1	澤田道夫	熊本県立大学総合管理学部	会長
2	島﨑 剛	社会福祉法人東翔会 総合ケアセンターたいめい苑	委員
3	平山 晴章	玉名郡市医師会	委員
4	松本 秀藏	学校法人松本学園	委員
5	早川 みどり	玉名商工会議所	委員
6	柿添 克也	一般社団法人玉名観光協会	委員
7	堤 幸治	玉名農業協同組合	委員
8	村上 本松	有害鳥獣捕獲隊	委員
9	城戸 秀徳	産交バス株式会社 玉名営業所	委員
10	上村 聖一	玉東町嘱託員会	委員
11	児玉 富男	元玉東町総務課長	副会長
12	中嶋 範子	社会福祉法人玉東町社会福祉協議会	委員
13	平山 正光	和水町商工会	委員
14	上原 泰臣	JAたまな青壮年部	委員
15	本田 茂	社会福祉法人和水町社会福祉協議会	委員
16	立山 比呂志	南関町猟友会	委員
17	大木 千恵美	社会福祉法人南関町社会福祉協議会	委員
18	塩塚 慶子	南関町民生委員	委員

# 玉名圏域定住自立圏共生ビジョン

平成 29 年 3 月 発行

編集·発行 玉名市役所企画経営部企画経営課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163 番地

電話 (0968) 75 - 1421 FAX (0968) 75 - 1166

メールアドレス kikaku@city.tamana.lg.jp

ホームページ http://www.city.tamana.lg.jp/